

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成31年1月28日(月) 午前10時00分から 午前10時30分まで
開 催 場 所	吉川市役所 3階 301・302会議室
出席委員(者)氏名	26名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	7名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民生活部副部長兼危機管理課長 竹内栄一、 危機管理担当 主幹 野間光二、副主幹 監物利明、 主任 白岩茂、主任 青木崇、主事 倉本隆義
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 吉川市地域防災計画(改訂案)について 4 その他 吉川市地域防災計画改訂スケジュールについて 5 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非公開の理由 (会議を非公開にした 場合)	
傍 聴 者 の 数	0名
会 議 資 料 の 名 称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	高橋委員、浅水委員
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局	※ 配付資料確認
事務局	1 開 会
中原会長	2 会長あいさつ
事務局	※防災会議委員等出席者の紹介 ※傍聴者数の報告（傍聴者数はいないことを報告。） ※会議成立の報告 （出席委員数は26名で会議が成立していることを報告。）
中原会長	3 議 事 ※会議録の署名委員の指名 ・高橋委員、浅水委員を指名し、委員の了承により決定。
	● 吉川市地域防災計画（改訂案）について
事務局	<説明> ・「(資料1) 吉川市地域防災計画改訂方針に基づく主要改訂事項等について」及び「(資料2) 吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表」により、吉川市地域防災計画（改訂案）について説明。
木崎委員	<質疑等> 【質問】熊本地震等、近年の大規模災害によって得られた新たな災害対応の教訓への対応で、車中泊に関することや、避難所の段ボールベット、弾性ストッキング、液体ミルク等の備蓄が有効であったが、今回の改訂で盛り込んでいるのか。
事務局	【回答】車中泊に関することについては既に現行計画に盛り込んでいる内容である。備蓄に関することについては、熊本地震等の近年の災害を踏まえ、市の施策に反映させていきたい。
各委員	<審議> ・「資料1」及び「資料2」に承認することについて委員へ意見を求める。 ・過半数以上の挙手により承認。

事務局	<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 吉川市地域防災計画改訂スケジュールについて <p><説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(資料3) 吉川市地域防災計画改訂スケジュールについて」により、説明。
事務局	<p>4 閉 会</p>

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年1月31日

署名委員 高橋健太郎

署名委員 浅水明彦

平成30年度第2回吉川市防災会議 出席者名簿

平成31年1月28日(金)

委員の氏名	出席	欠席	
中原 恵人 (吉川市長)	○		会長
中村 伸也 (国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長)		○	
深山 富美男 (農林水産省関東農政局地方参事官 (埼玉県拠点))		○	
布施 武雄 (厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署長)		○	
酒井 英治 (埼玉県東部地域振興センター所長)		○	
中山 由紀 (埼玉県草加保健所長)		○	
木崎 秀夫 (埼玉県越谷県土整備事務所長)	○		
南雲 芳夫 (埼玉県警察吉川警察署長)	○		
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
野尻 宗一 (吉川市政策室長)	○		
浅水 明彦 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康長寿部長)	○		
伴 茂樹 (吉川市こども福祉部長)	○		
中山 浩 (吉川市市民生活部長)	○		
山崎 守 (吉川市産業振興部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市整備部長)	○		
中村 詠子 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
戸井田 勉 (吉川松伏消防組合消防長)		○	
黒田 信浩 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団団長)	○		
山口 剛介 (吉川市水道課課長)	○		
小川 優 (東京電力パワーグリッド(株)川口支社草加事務所長)	○		
加藤 咲子 (NTT東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店長)	○		
中澤 陽一 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)	○		
春原 尊史 (東日本旅客鉄道(株)吉川美南駅長)	○		
大森 謙一 (日本郵便(株)吉川郵便局長)	○		
白井 照雄 (東彩ガス(株)取締役 供給保安部長)	○		
中井 薫 (一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)		○	
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)	○		
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会社会福祉士)	○		
高橋 健太郎 (吉川市自治連合会副会長)	○		
玉生 一美 (吉川市民生委員・児童委員協議会理事)	○		
計	26人	7人	全33人 (会長を除く)

平成30年度第2回吉川市防災会議 会議資料一覧表

平成31年1月28日(月) 10:00～
吉川市役所 3階 301、302会議室

記

1. 会議次第・・・・・・(当日配布)

2. 会議資料・・・・・・(事前配布)

資料1 吉川市地域防災計画改訂方針に基づく主要改訂事項等について

資料2 吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

資料3 吉川市地域防災計画改訂スケジュールについて

3. その他

- ・ 会議資料一覧表・・・・・・(当日配布)
- ・ 吉川市防災会議委員構成員票・・・・・・(事前配布)
- ・ 席次表・・・・・・(当日配布)
- ・ 吉川市地域防災計画改訂原案・・・・・・(当日配布)
- ・ 吉川市地域防災計画(現行計画)・・・・・・(各自持参)

以上

平成30年度 第2回吉川市防災会議

日時 平成31年1月28日(月)

10時00分から

場所 吉川市役所 3階

301、302会議室

次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

吉川市地域防災計画（改訂案）について

4 その他

吉川市地域防災計画改定スケジュールについて

5 閉 会

吉川市地域防災計画改訂方針に基づく 主要改訂事項等について

1. 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

項目	主な改訂ポイント	現行計画掲載場所	改訂事項 対比表
①最大規模を想定した浸水想定への対応 (水防法) (防災基本計画)	・水防法に基づく避難確保計画の作成促進	・第2編第2章第2節第8「8.3 要配慮者利用施設の安全対策」 (震災-予防-62)	6項
	・水防法改正を踏まえた避難誘導の方法	・第2編第3章第3節第4「4.4 避難誘導及び移送」 (震災-応急-43)	18項
	・利根川、江戸川、中川、荒川の浸水想定を想定最大規模による浸水想定に変更	・第3編第1章第1節「第2 風水害の被害想定」(風水害-総則-2)	23項
	・市全域浸水時の避難対応検討	・第3編第2章第1節第3「3.2 避難拠点の整備」(風水害-予防-11)	25項
	・要避難地域把握の必要条件への浸水継続時間等の追加	・第3編第3章第5節「第2 避難の勧告・指示」(風水害-応急-80)	44項
	・避難情報発令のための避難判断基準の変更	・第3編第3章第5節「第2 避難の勧告・指示」(風水害-応急-83)	46項
②適切な避難行動を促す情報伝達 (防災基本計画)	・緊急地震速報受信装置の整備促進	・第1編第3章第3節「第1 平常時から実施する事項」(総則-16)	2項
	・日本工業規格に準拠した凶記号を使用した標識の設置	・第2編第2章第1節第3「3.3 避難路の整備」(震災-予防-26)	2項
	・情報伝達手段の多様化	・第2編第2章第2節第2「2.3 通信設備の整備」(震災-予防-33) ・第2編第2章第2節第8「8.1 避難行動要支援者の安全対策」 (震災-予防-58) ・第2編第3章第3節第6「6.2 広報の手段」(震災-応急-62)	4項 5項 18項

項目	主な改訂ポイント	現行計画掲載場所	改訂事項 対比表
		<ul style="list-style-type: none"> ・第3編第3章第2節「第2 特別警報・警報・注意報の収集伝達」(風水害-応急-37) ・第3編第3章第3節第1「1.2 広報の手段」(風水害-応急-62) 	43 項 44 項
③市民の防災意識の高揚 (防災基本計画) (避難勧告等に関するガイドライン)	・リスクに備えるための保険等への加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・第1編第3章第1節「第1 平常時から実施する事項」(総則-14) ・第2編第2章第3節第1「1.2 市民による防災・減災力の向上」(震災-予防-71) 	1 項 7 項
	・避難者が主体的に避難所を運営	・第2編第2章第2節第1「1.1 活動マニュアル等の整備」(震災-予防-29)	3 項
	・緊急地震速報認知時の行動を記載	・第2編第2章第3節第1「1.1 啓発活動の推進」(震災-予防-70)	6 項
	・ハザードマップへの早期立ち退き避難必要区域の明示	・第3編第2章第3節第1「1.1 啓発活動の推進」(風水害-予防-29)	26 項
	・映像情報等の避難を促す情報提供	・第3編第3章第1節「第8 市民等の活動」(風水害-応急-28)	41 項
④専門家等のアドバイスの活用 (防災基本計画)	・アドバイスを受けるため、指定地方行政機関に熊谷地方気象台を追加	・第1編第2章第2節「第3 指定地方行政機関」(総則-9)	1 項
	・専門家へのホットラインの活用	・第3編第3章第2節「第1 収集する情報」(風水害-応急-32)	42 項
⑤災害廃棄物処理対策の強化 (防災基本計画) (廃棄物処理法)	・国や県等への支援要請の記載	<ul style="list-style-type: none"> ・第2編第3章第5節第4「4.1 ごみ処理」(震災-応急-129) ・第2編第3章第5節第4「4.3 がれき・災害廃棄物処理」(震災-応急-130) 	20 項 21 項

2. 関東・東北豪雨及び熊本地震等で得られた教訓への対応

項目	主な修正ポイント	掲載場所	新旧 対照表
①支援物資の滞留への対策	・ 運送事業者等との連携体制構築	・ 第2編第2章第2節第6「6.2 緊急車両の確保」(震災-予防-55)	4項
②被災者支援	・ 被災証明のための住家被害認定調査体制の整備	・ 第2編第2章第2節第1「1.1 活動マニュアル等の整備」(震災-予防-29)	3項
	・ 障害物除去の効率化(建設業協会との協定締結)	・ 第2編第3章第5節第5「5.4 住宅関係障害物の除去」(震災-応急-137)	22項
③受援計画	・ 応援受入体制の整備促進	・ 第2編第2章第2節第1「1.3 応援協力体制の整備」(震災-予防-29)	3項
	・ 受援体制強化のための対口支援検討	・ 第2編第2章第2節第1「1.3 応援協力体制の整備」(震災-予防-29)	3項

3. 市の体制の変更への対応

項目	主な修正ポイント	掲載場所	新旧 対照表
災害対応体制の見直し	・ 非常配備体制の変更	・ 第2編第3章第1節「第3 非常配備体制と組織図」(震災-応急-4) ・ 第3編第3章第1節「第3 水害対策本部の設置と運営」(風水害-応急-6)	7項 27項
	・ 災害対策本部等の事務分掌の変更	・ 第2編第3章第1節「第4 非常配備体制と事務分掌」(震災-応急-6) ・ 第3編第3章第1節「第3 水害対策本部の設置と運営」(風水害-応急-6) ・ 第3編第3章第1節「第4 災害対策本部の設置と運営」(風水害-応急-11)	9項 27項 32項
	・ 配備体制別動員計画の変更	・ 第2編第3章第2節第7「7.1 動員配備」(震災-応急-21) ・ 第3編第3章第1節「第5 動員配備」(風水害-応急-24)	16項 40項
	・ 水害時の配備基準の変更	・ 第3編第3章第1節「第2 活動体制と配備基準」(風水害-応急-3)	26項

4. その他

項目	主な修正ポイント	掲載場所	新旧 対照表
復旧・復興の迅速化	・事業継続計画や事前復旧計画策定の促進	・第2編第2章第1節第2「2.4 ライフライン施設の安全化」 (震災-予防-11)	2項
	・下水道施設の震後対応に関する民間事業者との協定締結検討	・第2編第2章第1節第2「2.4 ライフライン施設の安全化」 (震災-予防-12)	2項
災害対応力の向上	・首長や幹部職員を対象とする外部研修等への積極的な参加の推進	・第2編第2章第2節第1「1.2 職員訓練の充実」 (震災-予防-30)	3項
要配慮者対策	・災害時避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の策定	・第2編第2章第2節第8「8.1 避難行動要支援者の安全対策」 (震災-予防-58)	5項
	・社会福祉施設等との協力体制整備	・第2編第2章第2節第8「8.2 在宅の要配慮者全般の安全対策」 (震災-予防-61)	5項
帰宅困難者対策	・一時滞在施設の追加	・第2編第3章第4節第8「8.2 一時滞在施設の開設・運営」 (震災-応急-99)	19項
行方不明者への対応	・行方不明者公表時の対応の追加	・第2編第3章第4節第9「9.1 行方不明者の捜索」(震災-応急-101)	19項
自主避難者への対応	・自主避難のための指定避難所の開設	・第3編第3章第5節「第4 避難の開設等」(風水害-応急-90)	46項
火山噴火対策	・火山噴火に関する記述の修正	・第4編第2章第3節第1「1.3 噴火に関する警報等」 (その他自然災害-34)	47項
被害を減らす取組への対応	・「減災」の記述の追加	計画全体(市の取組に関わる部分) ※ただし、固有名詞(又は、通念上防災である名詞)、東海地震への対応、大規模事故への対応を除く。)	1~3項 7項 9項 39項

頁	現行計画	改訂案								
総則-9	<p>第3 指定地方行政機関 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東農政局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・畜・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・畜・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 	<p>第3 指定地方行政機関 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東農政局 埼玉支局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・畜・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	関東農政局 埼玉支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・畜・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
機関名	事務又は業務の大綱									
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・畜・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 									
機関名	事務又は業務の大綱									
関東農政局 埼玉支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 災害応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・畜・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 									
総則-14	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の習得 2 地域固有の災害特性の理解と認識、災害教訓の伝承 3 住宅の耐震化、ブロック塀等の改修又は生垣化 4 家具・家電製品等の転倒・落下防止対策 5 食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄・点検 (推奨1週間分、最低3日間分) 6 災害時の家族同士の連絡方法の確認 (「災害用伝言ダイヤル1711」等) 7 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置 8 避難場所・避難経路の確認 9 各種防災訓練の参加 10 地震保険への加入 	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災に関する知識の習得 2 地域固有の災害特性の理解と認識、災害教訓の伝承 3 住宅の耐震化、ブロック塀等の改修又は生垣化 4 家具・家電製品等の転倒・落下防止対策 5 食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄・点検 (推奨1週間分、最低3日間分) 6 災害時の家族同士の連絡方法の確認 (「災害用伝言ダイヤル1711」等) 7 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置 8 避難場所・避難経路の確認 9 各種防災・減災訓練の参加 10 地震保険・水害保険・共済等への加入 								

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

<p>総則-16</p>	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災責任者の育成・防災体制の整備 2 建築物の耐震化、職場の安全対策、屋外の広告・外装材等の落下防止 3 施設及び設備の安全管理 4 防災訓練等の実施 5 従業員に対する防災知識の普及及び啓発 6 自衛消防隊の結成と防災計画の作成 7 地域の防災活動への参加及び協力 8 防災資機材の備蓄・点検 9 従業員等の帰宅困難者対策（食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄等） 10 事業継続計画（BCP）の策定 	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災責任者の育成、防災・減災体制の整備 2 建築物の耐震化、職場の安全対策、屋外の広告・外装材等の落下防止 3 施設及び設備の安全管理 4 防災・減災訓練等の実施 5 従業員に対する防災・減災知識の普及及び啓発 6 自衛消防隊の結成と防災計画の作成 7 地域の防災・減災活動への参加及び協力 8 防災資機材の備蓄・点検 9 従業員等の帰宅困難者対策（食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄等） 10 事業継続計画（BCP）の策定 11 緊急地震速報受信装置の整備
<p>震災-予防 -11</p>	<p>2.4 ライフライン施設の安全化</p> <p>市民生活を維持していく上で、上下水道、ガス、電気、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、災害発生後の応急対策を進める上でも、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことはできない。このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、より一層の施設の整備を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。なお、施設の安全化に当たっては、液状化対策の検討及び実施に努める。</p>	<p>2.4 ライフライン施設の安全化</p> <p>市民生活を維持していく上で、上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設は極めて重要である。また、災害発生後の応急対策を進める上でも、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことはできない。このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備に加え、老朽化及び耐震性に対応した施設の整備を推進・促進し、ライフライン施設の安全化を推進する。なお、施設の安全化に当たっては、液状化対策の検討及び実施に努めるとともに、事業継続計画（BCP）や事前復旧計画の策定を推進する。</p>
<p>震災-予防 -12</p>	<p>2.4 ライフライン施設の安全化</p> <p>(2) 下水道施設の安全化【河川下水道課】</p> <p>本市の下水道事業は、昭和53年に中川流域下水道関連事業として、事業認可を得て整備を進めている。</p> <p>下水道施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進するとともに、今後の施設整備においては、耐震化を効果的・効率的に進める。</p>	<p>2.4 ライフライン施設の安全化</p> <p>(2) 下水道施設の安全化【河川下水道課】</p> <p>本市の下水道事業は、昭和53年に中川流域下水道関連事業として、事業認可を得て整備を進めている。</p> <p>下水道施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進するとともに、今後の施設整備においては、耐震化を効果的・効率的に進める。また、発災後における下水道施設の点検・調査・応急復旧等に向け、民間事業者等との協定締結等を検討する。</p>
<p>震災-予防 -26</p>	<p>3.3 避難路の整備【道路公園課、危機管理課】</p> <p>(2) 指定緊急避難場所標識の整備</p> <p>安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所標識の整備を次の事項に従って実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 案内標識の整備 <p>指定緊急避難場所には、指定緊急避難場所の施設とわかるように、案内標識の整備に努める。なお、必要に応じて英語等を併記するなど外国人へ配慮した整備に努める。</p>	<p>3.3 避難路の整備【道路公園課、危機管理課】</p> <p>(2) 指定緊急避難場所標識の整備</p> <p>安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所標識の整備を次の事項に従って実施する。なお、標識の設置においては、日本工業規格（JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」）に準拠した図記号等を用いる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 案内標識の整備 <p>指定緊急避難場所には、指定緊急避難場所の施設とわかるように、案内標識の整備に努める。その際、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示する。なお、必要に応じて英語等を併記する等外国人へ配慮した整備に努める。</p>

<p>震災予防 -29</p> <p>1. 1 活動マニュアル等の整備【危機管理課、各課】</p> <p>(2) 避難所運営マニュアル、運営体制の整備</p> <p>市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に進めるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所運営マニュアル等を作成するとともに、防災・減災、福祉、保健衛生等の庁内組織体制の整備を図る。また、避難所自らの主体的な避難所運営となることを基本として、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。</p> <p>(3) 業務継続計画（BCP）の作成</p> <p>災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を作成するものとする。なお、作成後は、計画に基づく対策を実施するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを実施するものとする。</p> <p>(4) 防災証明書の発行体制の整備</p> <p>災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協力体制の構築など、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>① 被害家屋調査員の登録</p> <p>本市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。</p> <p>② 判定基準等の研修</p> <p>都市計画課及び課税課は、県や民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。</p> <p>③ 他市町村の協力体制の確立</p> <p>地震発生時、応援を求め他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。</p>	<p>1. 1 活動マニュアル等の整備【危機管理課、各課】</p> <p>(2) 避難所運営マニュアル、運営体制の整備</p> <p>市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に進めるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所運営マニュアル等を作成するとともに、防災・減災、福祉、保健衛生等の庁内組織体制の整備を図る。また、避難所自らの主体的な避難所運営となることを基本として、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。</p> <p>(3) 業務継続計画（BCP）の作成</p> <p>災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を作成するものとする。なお、作成後は、計画に基づく対策を実施するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを実施するものとする。</p> <p>(4) 防災証明書の発行体制の整備</p> <p>災害時に被災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、事前より住家の被害認定調査に関する研修を計画的に実施し、調査員の育成を図ることや、他の地方公共団体や民間団体との応援協力体制・受入体制の構築、発行手段の検討等、被災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>① 被害家屋調査員の登録</p> <p>本市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。</p> <p>② 判定基準等の研修</p> <p>都市計画課及び課税課は、県や民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。</p> <p>③ 他市町村の協力体制の確立</p> <p>地震発生時、応援を求め他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。</p> <p>④ 支援システム等の発行手段の検討</p> <p>災害時に被災証明書の交付がより迅速に行われるよう、支援システムの導入等、発行手段を検討する。</p>
<p>1. 2 職員訓練の充実【危機管理課、各課】</p> <p>平常時から職員に対し、本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の養成を図るため、次の防災・減災教育を計画的に実施する。</p> <p>(1) 現地想定訓練の実施</p> <p>職員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。</p> <p>(2) 研修会、講演会の実施</p> <p>学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として、震災、風水害等の災害の教訓を生かした災害予防及び災害応急活動に関する研修会、講演会を実施する。</p> <p>(3) 活動マニュアルの周知徹底</p> <p>図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に活動マニュアルの周知徹底を図る。</p>	<p>1. 2 職員訓練の充実【危機管理課、各課】</p> <p>平常時から職員に対し、本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の養成を図るため、次の防災・減災教育を計画的に実施する。</p> <p>(1) 現地想定訓練の実施</p> <p>職員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。</p> <p>(2) 研修会、講演会の実施</p> <p>学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として、震災、風水害等の災害の教訓を生かした災害予防及び災害応急活動に関する研修会、講演会を実施する。また、首長や幹部職員においては、国・県等の外部研修等の積極的な参加を推進する。</p> <p>(3) 活動マニュアルの周知徹底</p> <p>図上訓練やシミュレーション訓練等を実施し、職員に活動マニュアルの周知徹底を図る。</p>
<p>1. 3 応援協力体制の整備【危機管理課、消防本部、各課】</p> <p>(1) 国の応援受入体制の整備</p> <p>市と消防本部は、国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分發揮できるよう情報伝達ルート</p>	<p>1. 3 応援協力体制の整備【危機管理課、消防本部、各課】</p> <p>(1) 国の応援受入体制の整備</p> <p>市と消防本部は、国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分發揮できるよう情報伝達ルート</p>

吉川市地域防災計画改訂にかかると主要改訂事項対比表

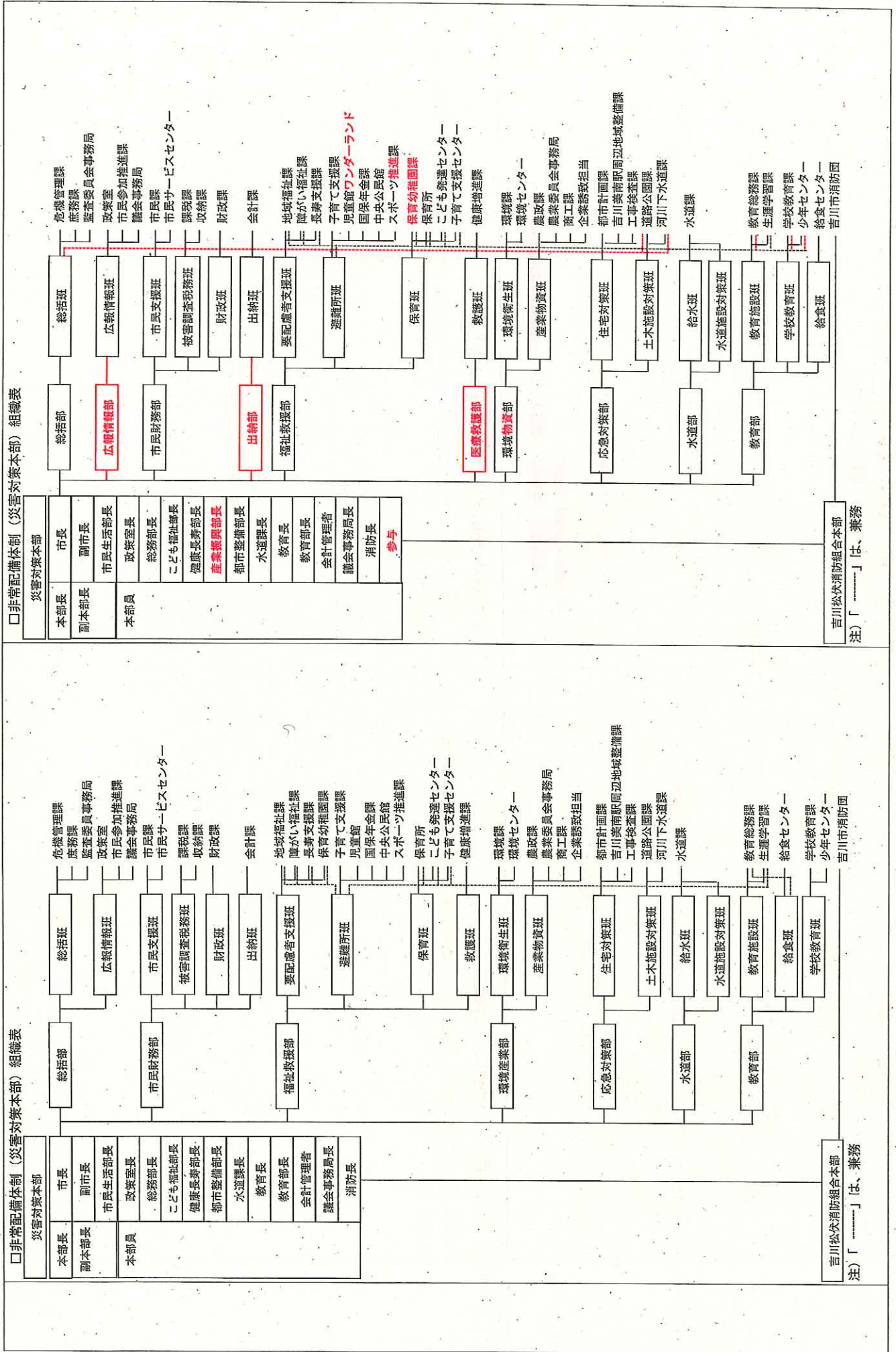
<p>震災予防 -38-</p>	<p>多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化、また、応援部隊が活動するための活動拠点の選定など、応援受入体制の整備に努める。なお、国が行う活動は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣 ・警察災害派遣隊の派遣 ・消防の緊急消防援助隊 ・医療の広域医療応援 (DMAT等) ・国土交通省の緊急災害対策援助隊 (TEC-FORCE) など <p>(2) 他市町村との相互応援</p> <p>市は、市の区域に係る災害について適切な応急処置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。</p> <p>今後、災害時の応援要請手続きを円滑に行うためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練、情報交換等を実施していく。</p> <p>また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。</p>	<p>多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化、また、応援部隊が活動するための活動拠点の選定等、応援受入体制の整備に努める。なお、国が行う活動は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣 ・警察災害派遣隊の派遣 ・消防の緊急消防援助隊 ・医療の広域医療応援 (DMAT等) ・国土交通省の緊急災害対策援助隊 (TEC-FORCE) 等 <p>(2) 県からの応援受入体制の整備</p> <p>災害時の県からの人的応援については、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」により、県や他市町村合同の「彩の国災害派遣チーム」が派遣される計画となっている。市は、関連の要綱・マニュアルを踏まえ、県への応援要請や受入体制を想定し、整備に努める。なお、応援の主な対象業務は、災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明交付等の支援となる。</p> <p>(3) 他市町村との相互応援</p> <p>市は、市の区域に係る災害について適切な応急処置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。今後、大規模災害による同時被災とならない速地や、対口支援 (カウンターパート) 等も視野に、相互応援による協力体制の更なる強化を推進する。</p> <p>また、災害時の応援要請手続きを円滑に行うためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練、情報交換等を実施していく。</p> <p>また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。</p>
<p>震災予防 -55-</p>	<p>2.3 通信設備の整備【危機管理課】</p> <p>(3) 多様な情報伝達手段の確保</p> <p>市民等へ災害情報等を迅速に伝達するため、登録制メールや緊急速報メール、SNS、ケーブールテレビなど、多様な情報伝達手段の確保を図る。</p>	<p>2.3 通信設備の整備【危機管理課】</p> <p>(3) 多様な情報伝達手段の確保</p> <p>市民等へ災害情報等を迅速に伝達するため、以下の手段により情報を伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・登録制メール・緊急速報メール・SNS・電話応答サービス ・Lアラート (NHK d放送、テレ玉 d放送)・FMラジオ (エフエムこしがや) ・ケーブールテレビ (J-COM)・緊急時情報伝達収集システム (よしかわ安心電話)
<p>震災予防 -55-</p>	<p>6.2 緊急車両の確保【財政課、危機管理課】</p> <p>(2) 協力体制の整備</p> <p>緊急輸送力を確保するため、緊急輸送において活用が想定される車両等について、災害後、迅速に調達できるように関係機関、関連企業と協定締結等により協力体制を構築し、災害時の緊急車両等の調達体制を整備する。</p>	<p>6.2 緊急車両の確保【財政課、危機管理課】</p> <p>(2) 協力体制の整備</p> <p>緊急輸送力を確保するため、緊急輸送において活用が想定される車両等について、災害後、迅速に調達できるように関係機関、関連企業と協定締結等により協力体制を構築し、災害時の緊急車両等の調達体制を整備する。また合わせて、必要な人員確保やノウハウ活用のため、運送事業者等との連携体制の構築に努める。</p>

<p>震災予防 -58</p>	<p>8.1 避難行動要支援者の安全対策 【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、危機管理課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等】 市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、市内に居住する避難行動要支援者の支援対策を推進する。 また、支援対策を推進するにあたっては、民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、消防団などと連携した協力体制の確立に努める。</p>	<p>8.1 避難行動要支援者の安全対策 【危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等】 市は、災害対策基本法に基づく災害時避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を策定し、市内に居住する避難行動要支援者の支援対策を推進する。 また、支援対策を推進するにあたっては、高齢者や障がい者等の関係部局と、民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、消防団等と連携した協力体制の確立に努める。</p>
<p>震災予防 -58</p>	<p>8.1 避難行動要支援者の安全対策 (10) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 市は、要配慮者が円滑に立退き避難が行えるよう、避難に要する時間等を考慮し、避難勧告又は避難指示の発令に先立って、地域防災計画に基づき避難準備情報等を発令するものとする。 また、緊急かつ着実な避難情報及び災害情報等が伝達されるよう、防災行政無線、市ホームページ、広報車のほか、登録制メールや緊急速報メール、SNS、ケーブල්テレビなど、多様な情報伝達の手段を確保するとともに、避難支援等関係者との情報伝達体制を整備するものとする。</p>	<p>8.1 避難行動要支援者の安全対策 (10) 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮 市は、要配慮者が円滑に避難が行えるよう、避難に要する時間等を考慮し、避難勧告又は避難指示の発令に先立って、地域防災計画に基づき避難準備・高齢者等避難開始情報等を発令するものとする。 また、緊急かつ着実な避難情報及び災害情報等が伝達されるよう、防災行政無線、市ホームページ、広報車のほか、登録制メールや緊急速報メール、SNS、電話応答サービス、アラート(NHK d放送、テレビd放送)、FM ラジオ(エフエムこしがや)、ケーブල්テレビ(J-COM)、緊急時情報伝達収集システム(よしかわ安心電話)等、多様な情報伝達の手段を確保するとともに、避難支援等関係者との情報伝達体制を整備するものとする。</p>
<p>震災予防 -61</p>	<p>8.2 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課】 避難行動要支援者を含む在宅の要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面での支援体制の整備に努める。 (1) 緊急通報システムの充実 災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対し、緊急通信装置の給付を推進する。 (2) 聴覚障がい者用通信装置の整備 聴覚障がい者に対し、聴覚障がい者用通信装置の給付を推進する。 (3) 社会福祉施設との連携 市は、災害時に介護認定者などが緊急的に施設入所などが行えるよう、社会福祉施設等との連携を図るものとする。 (4) 要配慮者に配慮した避難所における生活環境の確保 市は、福祉避難所の指定を推進するとともに、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、また、要配慮者に必要な資機材等の備蓄に努める。</p>	<p>8.2 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課】 避難行動要支援者を含む在宅の要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面での支援体制の整備に努める。 (1) 緊急通報システムの充実 災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対し、緊急通報システムの充実を図る。 (2) 聴覚障がい者等の通信システムの充実 災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、聴覚障がい者等に対し、緊急通信システムの充実を図る。 (3) 社会福祉施設や福祉事業所等との協力体制の整備 市は、災害時に要配慮者に対し次のような支援が図られるよう、社会福祉施設や福祉事業所等との協力体制の整備に努める。 ①日常生活全般に介護を要する高齢者等の緊急入所 ②要介護者の移送 ③介護や育児、医療用品の調達 (4) 要配慮者に配慮した避難所における生活環境の確保 市は、福祉避難所となり得る社会福祉施設との協力体制の整備や、公共施設を福祉避難所とする場合の必要な資機材を備蓄するものとする。また、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、また、要配慮者に必要な資機材等の備蓄に努める。</p>

<p>震災・予防 -62</p>	<p>8. 3 社会福祉施設等の要配慮者への安全対策 【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防本部】</p> <p>(1) 社会福祉施設等の安全対策 施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害の発生も想定した防災計画及び緊急時の施設職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを策定し、施設職員及び入所者の安全対策に努める。</p>	<p>8. 3 要配慮者利用施設の安全対策 【危機管理課、長寿支援課、障がい福祉課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、社会福祉施設、事業所】</p> <p>(1) 要配慮者利用施設の定義 水防法に基づく要配慮者利用施設として、市地域防災計画に定めた次のような施設とする。 ①特別養護老人ホームや障がい者支援施設、児童福祉施設等の社会福祉施設 ②学校 ③医療施設</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の安全対策 要配慮者利用施設の施設管理者が、消防法に基づく消防計画や、水防法に基づく避難確保計画を作成するよう、市は施設管理者に対し必要な情報を提供し、法令順守を促す。 なお、各計画を策定しない場合は、市は要配慮者利用施設に対し指示をする。</p>										
<p>震災・予防 -70</p>	<p>1. 1 啓発活動の推進【危機管理課】</p> <p>(4) 緊急地震速報の普及・啓発 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。</p>	<p>1. 1 啓発活動の推進【危機管理課】</p> <p>(4) 緊急地震速報の普及・啓発 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動</p> <table border="1" data-bbox="805 156 1484 1008"> <thead> <tr> <th>入場所</th> <th>とるべき行動の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅等屋内</td> <td>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。</td> </tr> <tr> <td>駅やデパート等の集客施設</td> <td>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</td> </tr> <tr> <td>街等屋外</td> <td>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</td> </tr> <tr> <td>車の運転中</td> <td>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</td> </tr> </tbody> </table>	入場所	とるべき行動の具体例	自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。	駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。	街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。	車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
入場所	とるべき行動の具体例											
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。											
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。											
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。											
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。											

<p>震災・予防 -71</p>	<p>1.2 市民による防災・減災力の向上【市民】</p> <p>(1) 家庭内での防災・減災対策への取組み</p> <p>市民は、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、家庭内での防災・減災対策に取り組むよう努める。特に、次の5つを重点的に取り組むよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅の耐震化 (特に昭和56年5月31日以前の耐震基準で建設した住宅) ② 家具、電化製品、照明等の転倒・落下・移動の防止対策 (家具等の固定、配置の工夫など) ③ 食料、飲料水、生活必需品などの備蓄 (最低3日・推奨1週間以上の備蓄、特に要配慮者用に必要な品目の備蓄) ④ 簡易トイレ・使い捨てトイレの備蓄 (最低3日・推奨1週間以上) ⑤ 災害時の家族との連絡手段の確認 (災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話の災害用伝言板の利用など) ⑥ 保健・共済等への加入 (生活再建への事前からの備えとして、地震保険・共済等への加入) 	<p>1.2 市民による防災・減災力の向上【市民】</p> <p>(1) 家庭内での防災・減災対策への取組み</p> <p>市民は、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、家庭内での防災・減災対策に取り組むよう努める。特に、次の5つを重点的に取り組むよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅の耐震化 (特に昭和56年5月31日以前の耐震基準で建設した住宅) ② 家具、電化製品、照明等の転倒・落下・移動の防止対策 (家具等の固定、配置の工夫等) ③ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄 (最低3日・推奨1週間以上の備蓄、特に要配慮者用に必要な品目の備蓄) ④ 簡易トイレ・使い捨てトイレの備蓄 (最低3日・推奨1週間以上) ⑤ 災害時の家族との連絡手段の確認 (災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話の災害用伝言板の利用等) ⑥ 保健・共済等への加入 (生活再建への事前からの備えとして、地震保険・共済等への加入)
<p>震災・応急 -4</p>	<p>第3 非常配備体制と組織図【全職員】</p> <p>本市は、本市に「震度5強以上」の地震が発生した場合、速やかに次に示す非常配備体制に従い、応急活動を実施する。</p>	<p>第3 非常配備体制と組織図【全職員】</p> <p>本市は、本市に「震度5強以上」の地震が発生した場合、速やかに次に示す非常配備体制に従い、応急活動を実施する。</p>

吉川市地域防災計画改訂にかかると主要改訂事項対比表



震災・応急	第4 非常配備体制と事務分掌【全職員】	第4 非常配備体制と事務分掌【全職員】																						
-6	<p>非常配備体制における災害対策本部の応急活動内容は、別紙のとおりとする。 なお、災害対策本部の運営は次のとおりとし、あらかじめ、災害対策本部の設置及び運営に関するマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。</p> <p>1 災害対策本部の運営 本部長は、副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。</p> <p>2 災害対策本部の所掌事務 次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。 (1) 本部の設置及び廃止に関すること。 (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 避難勧告又は避難指示の発令又は解除に関すること。 (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。 (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 (6) 市町村の相互応援に関すること。 (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。 (8) 各部の連絡調整に関すること。 (9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。 (10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。</p> <p>3 部の設置 災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。</p> <p>4 現地災害対策本部の設置 本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。</p> <p>【資料】第2. 1 1「吉川市災害対策本部条例」参照</p> <p>別紙 □災害対策本部の事務分掌（災害対策本部・総括部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名等</th> <th>班名等</th> <th>担当部署</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> <td>●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の手配監督を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 市民生活部長</td> <td>●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部名等	班名等	担当部署	事務分掌	災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の手配監督を行うこと。	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。	<p>非常配備体制における災害対策本部の応急活動内容は、別紙のとおりとする。 なお、災害対策本部の運営は次のとおりとし、あらかじめ、災害対策本部の設置及び運営に関するマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。</p> <p>1 災害対策本部の運営 本部長は、副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。</p> <p>2 災害対策本部の所掌事務 次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。 (1) 本部の設置及び廃止に関すること。 (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 避難勧告又は避難指示の発令又は解除に関すること。 (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。 (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 (6) 市町村の相互応援に関すること。 (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。 (8) 各部の連絡調整に関すること。 (9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。 (10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。</p> <p>3 部の設置 災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。</p> <p>4 現地災害対策本部の設置 本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。</p> <p>【資料】第2. 1 1「吉川市災害対策本部条例」参照</p> <p>別紙 □災害対策本部の事務分掌（災害対策本部・総括部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名等</th> <th>班名等</th> <th>担当部署</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> <td>●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の手配監督を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 市民生活部長</td> <td>●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部名等	班名等	担当部署	事務分掌	災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の手配監督を行うこと。	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
部名等	班名等	担当部署	事務分掌																					
災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の手配監督を行うこと。																					
	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。																					
部名等	班名等	担当部署	事務分掌																					
災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の手配監督を行うこと。																					
	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。																					

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

	<ul style="list-style-type: none"> ●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の手配監督を行うこと。 	<p>策務部長 室長 総務部長 健康部長 都市整備部長 水道部長 教育部長 教育者 会計管理 議会事務局長 消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●収集された災害情報に基づき、災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。 ●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難指示又は避難所の開設等に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受け入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受け入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。） ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策委員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 	<p>策務部長 室長 総務部長 健康部長 都市整備部長 水道部長 教育部長 教育者 会計管理 議会事務局長 消防</p>
本部員				
本部連絡員	市長が指名した各職員			
総括部	<p>危機管理課 庶務課 監査委員事務局 (道群公園課) (河川下水道課)</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の手配監督を行うこと。 	<p>策務部長 室長 総務部長 健康部長 都市整備部長 水道部長 教育部長 教育者 会計管理 議会事務局長 消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。 ●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難指示又は避難所の開設等に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受け入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受け入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。） ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策委員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること（広報情報班と調整）。 	<p>策務部長 室長 総務部長 健康部長 都市整備部長 水道部長 教育部長 教育者 会計管理 議会事務局長 消防</p>
本部員				
本部連絡員	市長が指名した各職員			
総括部	<p>危機管理課 庶務課 監査委員事務局 (道群公園課) (河川下水道課)</p>			

□災害対策本部の事務分掌（総括部）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
総括部 (つづき)	広報 情報班	政策室 市民参加推進課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長の秘書に関すること。 ●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室 市民参加推進課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長の秘書に関すること。 ●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

		<ul style="list-style-type: none"> ●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ●「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ライフラインの被害情報の収集に関すること。 ●ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること。 ●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難勧告等の伝達に関すること。 ●市民、障害困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●議会対応に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること。 ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。 ●情報紙の作成、配付に関すること。 ●災害見舞い及び弔意者の対応に関すること。 ●「総括班」への対応に関すること。
--	--	---

□災害対策本部の事務分掌 (市民財務部)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
市民財務部	市民支援班	市民課 市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務に関すること。 ●「広報情報班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること。 ●「広報情報班」への受入れ状況の報告を含む。 ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」への対応に関すること。 ●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 ●「市民支援班」への対応に関すること。 ●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。
	被害調査 税務班	課税課 収納課	
	財政班	財政課	

□災害対策本部の事務分掌 (市民財務部)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
市民財務部	市民支援班	市民課 市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。 ●「広報情報班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること。 ●「広報情報班」への受入れ状況の報告を含む。 ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。 ●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 ●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。
	被害調査 税務班	課税課 収納課	
	財政班	財政課	

吉川市地域防災計画改訂にかかると主要改訂事項対比表

		<ul style="list-style-type: none"> ●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援） ●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。 ●「広報情報班」、「避難所班」への応援に関すること。 ●「広報情報班」、「避難所班」への応援に関すること。
出納班	会計課	

		<ul style="list-style-type: none"> ●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援） ●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
出納部	出納班	会計課

□災害対策本部の事務分掌（福祉救護部）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
福祉救護部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課 保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●福祉避難所の開設に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の人材確保、物資等の調達に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への移送等に関すること。 ●社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること（総括班と調整）。 ●救援物資、義授金品の受領及び管理・配分に関すること。 ●災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護資金の貸付けに関すること。 ●ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。 ●遺体の収容、埋葬（火葬）に関すること。 ●行方不明者及び行方不明者の取扱いに関すること。 ●※一部の職員は、「避難所班」として活動する。
	避難所班	子育て支援課 児童館 児童館 中央公民館 スポーツ推進課 （地域福祉課） （障がい福祉課） （長寿支援課） （保育幼稚園課） （保育所） （子ども発達センター） （子育て支援センター） （生涯学習課）	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況、避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。 ●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
	保育班	※（ ）は兼務 保育所 子ども発達センター	

□災害対策本部の事務分掌（福祉救護部）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
福祉救護部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送等に関すること（総括班、出納班と調整）。 ●救援物資、義授金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、出納班と調整）。 ●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害支援資金等の貸付けに関すること。 ●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。 ●行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。 ●行方不明者及び行方不明者の取扱いに関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	子育て支援課 児童館 児童館 中央公民館 スポーツ推進課 （地域福祉課） （障がい福祉課） （長寿支援課） （保育幼稚園課） （保育所）	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況、避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかると主要改訂事項対比表

子育て支援センター 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急保育に関すること。 ※ 一部の職員は、「避難所班」として活動する。 ● 医療救護所の設置に関すること。 ● 病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ● 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。 ● 避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。 ● 専加保健所との連絡調整に関すること。 ● 救急医療機関との連絡調整に関すること。 ● 負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ● 防疫に関すること。 ● 医薬品等の調達に関すること。
--------------------	--

保育班 救護班	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。 ● 保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策を含む。）に関すること。 ● 応急保育に関すること。 ● 「保育施設等」の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ● 「避難所班」への応援に関すること。 ● 医療救護所の設置に関すること。 ● 病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ● 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。 ● 避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。 ● 専加保健所との連絡調整に関すること。 ● 救急医療機関との連絡調整に関すること。 ● 負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ● 防疫に関すること。 ● 医薬品等の調達に関すること。
------------	--

□災害対策本部の事務分掌（環境産業部）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
環境 産業部	環境 衛生班	環境課 環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境衛生対策に関すること。 ● その他昆虫駆除に関すること。 ● ごみ処理に関すること。 ● し尿処理に関すること。 ● 関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。 ● 災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。 ● 動物愛護・猛獣対策に関すること。 ● 「産業物資班」、「避難所班」への応援に関すること。
	産業 物資班	農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ● 救出用資機材の調達に関すること。 ● 応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ● 輸送車両の調達に関すること。 ● 緊急通行車両に関すること。 ● 農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 農地、農業用施設の応急・復旧対策に関すること。 ● 農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 ● 家畜の防疫に関すること。 ● 商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（環境物資部）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境衛生対策に関すること。 ● その他昆虫駆除に関すること。 ● ごみ処理に関すること。 ● し尿処理に関すること。 ● 関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。 ● 災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。 ● 動物愛護・猛獣対策に関すること。 ● 食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ● 救出用資機材の調達に関すること。 ● 応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ● 輸送車両の調達に関すること。 ● 緊急通行車両に関すること。 ● 「県トラック協会」への協力要請に関すること。 ● 農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 農地、農業用施設の応急・復旧対策に関すること。 ● 農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 ● 家畜の防疫に関すること。 ● 商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。
	産業 物資班	農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ● 救出用資機材の調達に関すること。 ● 応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ● 輸送車両の調達に関すること。 ● 緊急通行車両に関すること。 ● 「県トラック協会」への協力要請に関すること。 ● 農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 農地、農業用施設の応急・復旧対策に関すること。 ● 農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 ● 家畜の防疫に関すること。 ● 商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
緊急対策部	住宅対策班	都市計画課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●「環境衛生班」、「避難所班」への応援に関すること。
水道部	給水班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●「環境衛生班」、「避難所班」への応援に関すること。 ●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。 ●「被害調査班」、「土木施設対策班」、「避難所班」への応援に関すること。 ●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●下水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●河川の災害復旧工事に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●交通対策に関すること。 ●非水対策に関すること。 ●「水道施設対策班」、「避難所班」への応援に関すること。 ●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●「水道施設班」、「避難所班」への応援に関すること。 ●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合への協力要請に関すること。 ●「給水班」、「避難所班」への応援に関すること。

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
緊急対策部	住宅対策班	都市計画課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。
水道部	給水班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●「環境衛生班」、「避難所班」への応援に関すること。 ●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。 ●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●下水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●河川の災害復旧工事に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●交通対策に関すること。 ●非水対策に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。 ●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●「水道施設班」への応援に関すること。 ●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉支部への協力要請に関すること。 ●「給水班」への応援に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

□災害対策本部の事務分掌 (教育部)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所、社会教育施設(教育部所管施設)の応急危険度判定調査に関すること(住宅対策班と調整) ●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。 ●文化財の被害調査及び記録に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●文化財の復旧に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること(建築技師：住宅対策班への応援) ●被災住宅の被害認定調査に関すること(建築技師：被害調査業務班への応援) ●「避難所班」への応援に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。 ●被災者への炊き出し及び配給に関すること(教育総務課) ●「避難所班」への応援に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●被災児童、生徒及び職員等の支給に関すること。 ●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 ●学校施設の避難所使用等に関すること。 ●応急教育に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者への炊き出し及び配給に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	学校教育班	学校教育課 少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●被災児童、生徒及び職員等の保健衛生に関すること。 ●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 ●学校施設の避難所使用等に関すること。 ●応急教育に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌 (教育部)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所、社会教育施設(教育部所管施設)の応急危険度判定調査に関すること(住宅対策班と調整) ●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。 ●文化財の被害調査及び記録に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●文化財の復旧に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること(建築技師：住宅対策班への応援) ●被災住宅の被害認定調査に関すること(建築技師：被害調査業務班への応援) ●「避難所班」への応援に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。 ●被災者への炊き出し及び配給に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●被災児童、生徒及び職員等の保健衛生に関すること。 ●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 ●学校施設の避難所使用等に関すること。 ●応急教育に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。 ●被災者への炊き出し及び配給に関すること。 ●応急給食に関すること。
	学校教育班	学校教育課 少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●被災児童、生徒及び職員等の保健衛生に関すること。 ●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 ●学校施設の避難所使用等に関すること。 ●応急教育に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。 ●被災者への炊き出し及び配給に関すること。 ●応急給食に関すること。
	給食班	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者への炊き出し及び配給に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌 (消防団)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
	消防団		<ul style="list-style-type: none"> ●管轄区域又は隣接地区における災害防備活動に関すること。 ●人命の救出及び救助に関すること。 ●避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援に関すること。 ●被災者の避難誘導に関すること。 ●避難路等の障害物の除去に関すること。 ●危険物等の措置に関すること。 ●排水活動及び給水活動の協力に関すること。 ●死者及び行方不明者の捜索に関すること。 ●被災情報の収集、及び消防本部への報告に関すること。 ●その他災害防備に必要な活動に関すること。
	吉川松伏消防本部 (吉川消防署及び南分署)		<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎(消防組合本部)の保全に関すること。 ●本部の設置・運営に関すること。 ●市災害対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること。 ●市災害対策本部との被害状況の情報共有に関すること。 ●情報の収集・伝達に関すること。 ●警防活動方針の決定に関すること。 ●消防団員の動員及び消防団との連絡調整に関すること。 ●消火活動の実施に関すること。 ●救急・救助活動の実施に関すること。

□災害対策本部の事務分掌 (消防団)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
	消防団		<ul style="list-style-type: none"> ●管轄区域又は隣接地区における災害防備活動に関すること。 ●人命の救出及び救助に関すること。 ●避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援に関すること。 ●被災者の避難誘導に関すること。 ●避難路等の障害物の除去に関すること。 ●危険物等の措置に関すること。 ●排水活動及び給水活動の協力に関すること。 ●死者及び行方不明者の捜索に関すること。 ●被災情報の収集、及び消防本部への報告に関すること。 ●その他災害防備に必要な活動に関すること。
	吉川松伏消防本部 (吉川消防署及び南分署)		<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎(消防組合本部)の保全に関すること。 ●本部の設置・運営に関すること。 ●市災害対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること。 ●市災害対策本部との被害状況の情報共有に関すること。 ●情報の収集・伝達に関すること。 ●警防活動方針の決定に関すること。 ●消防団員の動員及び消防団との連絡調整に関すること。 ●消火活動の実施に関すること。 ●救急・救助活動の実施に関すること。

震災・応急	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防隊等の増強及び編成に関すること。 ● 車両等燃料の確保に関すること。 ● 食料・飲料水の確保に関すること。 ● 避難の勧告・指示に関すること。 ● 仮設職所の設置に関すること。 ● 消防団の出動に関すること。 ● 被災者台帳の作成及び被災証明の交付に関すること。(火災) ● ヘリコプター離着陸場の開設、運営支援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防隊等の増強及び編成に関すること。 ● 車両等燃料の確保に関すること。 ● 食料・飲料水の確保に関すること。 ● 避難の勧告・指示に関すること。 ● 仮設職所の設置に関すること。 ● 消防団の出動に関すること。 ● 被災者台帳の作成及び被災証明の交付に関すること。(火災) ● ヘリコプター離着陸場の開設、運営支援に関すること。 	

7.1 動員配備【総括班】

地震災害に対処するため、本部長等は『【本文】本編 本章 第1節「第2体制の種別と配備基準」(震災-応急-3、4)』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の出動を行う。
 なお、本部長不在の場合の意思決定者については、『【本文】本編 本章 第2節「第5重要事項の決定」(震災-応急-18)』に従うものとする。

別紙

□配備体制別動員計画表(その1)

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警備体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強)
本部長	市長				◎
副本部長	副市長 市民生活部長 政策室長 総務部長 子ども福祉部長 健康長兼部長 都市整備部長 水道課長 教育長 教育部長 会計管理者 議会事務局長			※	◎
本部員	消防長 危機管理課 庶務課 監査委員事務局 政策室 市民参加推進課 議会事務局 市民課 市民サービスセンター 課税課 収納課 財政課 会計課 地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課 保育幼稚園課 子育て支援課 児童館	□	○	◎	◎
総括部	総括班				
市民財務部	広報情報班 市民支援班 被害調査税務班 財政班 出納班 要配慮者支援班 避難所班	□		◎	◎
福祉救援部				◎	◎

7.1 動員配備【総括班】

地震災害に対処するため、本部長等は『【本文】本編 本章 第1節「第2体制の種別と配備基準」(震災-応急-3、4)』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の出動を行う。
 なお、本部長不在の場合の意思決定者については、『【本文】本編 本章 第2節「第5重要事項の決定」(震災-応急-18)』に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参加が不可能である場合は、副部長級(出納部、水道部)にあつては補佐級をもって充てるものとする。

別紙

□配備体制別動員計画表(その1)

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警備体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強)
本部長	市長				◎
副本部長	副市長 市民生活部長 政策室長 総務部長 子ども福祉部長 健康長兼部長 産業振興部長 都市整備部長 水道課長 教育長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 参与			※	◎
本部員	危機管理課 庶務課 監査委員事務局 政策室 市民参加推進課 議会事務局 市民課 市民サービスセンター 課税課 収納課 財政課 会計課 地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課 保育幼稚園課 子育て支援課 児童館	□	○	◎	◎
総括部	総括班				
市民財務部	広報情報班 市民支援班 被害調査税務班 財政班 出納班 要配慮者支援班 避難所班	□		◎	◎
福祉救援部				◎	◎

吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

避難所班	児童館ががーラウト 国保年金課 中央公民館 スボーツ振興課	○ ○ ○ ○
保育班	保育所 子ども発達むけ 子育て支援むけ	□ ○ ○ ○
救護班	健康増進課	□ ○

注) ○印は、指定された職員の動員を示す。
 注) ◎印は、課員全員又はその職にある者の動員を示す。
 注) □印は、班長を担当する課を示す。
 注) ※印は、本部長であるが、動員する部の統括者としての動員を示す。
 注) 「保育所班」の班長課は、第一保育所とする。

□配備体制別動員計画表 (その2)

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警備体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強)
環境産業部	環境課 環境むけ 農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	□ □			◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
応急対策部	都市計画課 吉川美南駅周辺 地域整備課 工事検査課 道路公園課 河川下水道課	□ □ □ □ □ □		◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
水道部	水道課	□	○	◎	◎
教育部	教育総務課 生涯学習課 給食むけ 学校教育課 少年むけ	□ □ □ □ □	○ ○ ○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎
吉川松伏消防組合本部	吉川市消防団				◎

注) ○印は、指定された職員の動員を示す。
 注) ◎印は、課員全員又はその職にある者の動員を示す。
 注) □印は、班長を担当する課を示す。

避難所班	子育て支援課 児童館ががーラウト 国保年金課 中央公民館 スボーツ推進課 保育幼稚園課 保育所 子ども発達むけ 子育て支援むけ	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
救護班	健康増進課	□ ○

注) ○印は、指定された職員の動員を示す。
 注) ◎印は、課員全員又はその職にある者の動員を示す。
 注) □印は、班長を担当する課を示す。
 注) ※印は、本部長であるが、動員する部の統括者としての動員を示す。
 注) 「保育所班」の班長課は、第一保育所とする。

□配備体制別動員計画表 (その2)

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警備体制 (震度4)	緊急体制 (震度5弱)	非常体制 (震度5強)
環境	環境課 環境むけ 農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	□ □			◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
産業	都市計画課 吉川美南駅周辺 地域整備課 工事検査課 道路公園課 河川下水道課	□ □ □ □ □ □		◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
水道部	水道課	□	○	◎	◎
教育部	教育総務課 生涯学習課 学校教育課 少年むけ 給食むけ	□ □ □ □ □	○ ○ ○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎
吉川松伏消防組合本部	吉川市消防団				◎

注) ○印は、指定された職員の動員を示す。
 注) ◎印は、課員全員又はその職にある者の動員を示す。
 注) □印は、班長を担当する課を示す。

<p>震災応急 -48</p>	<p>4. 4 避難誘導及び移送【 避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防回、自主防災組織】</p> <p>「避難所班」、消防職員、消防団員、自主防災組織等は協力して、避難場所又は避難所へ住民を避難誘導及び移送する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察等に協力を要請する。</p> <p>また、「要配慮者支援班」は、避難支援者や民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等と連携し、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に必要な措置をとる。</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 避難の誘導者</p> <p>避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。</p> <p>2 避難順位</p> <p>避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。</p> <p>① 避難行動要支援者</p> <p>② 要配慮者（<u>避難行動要支援者以外の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者など</u>）</p> <p>③ その他の住民</p>	<p>4. 4 避難誘導及び移送【 避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防回、自主防災組織】</p> <p>「避難所班」、消防職員、消防団員、自主防災組織等は協力して、避難場所又は避難所へ住民を避難誘導及び移送する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察等に協力を要請する。</p> <p>また、「要配慮者支援班」は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者と連携のもと、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に必要な措置をとる。</p> <p><活動内容と手順></p> <p>1 避難の誘導者</p> <p>避難勧告等があったにもかかわらず、避難できずに自宅に残されることがないよう、市は消防団や自主防災組織と連携し、避難誘導する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、本部から警察等に協力を要請する。</p> <p>2 避難誘導順位</p> <p>避難誘導は、緊急避難の必要性が高い地域から行い、避難行動要支援者や要配慮者を優先して誘導する。</p>
<p>震災応急 -62</p>	<p>6. 2 広報の手段【 広報情報班】</p> <p>本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線や広報車、登録制メール、SNS、ケーブルテレビ等によるものとする。</p> <p>また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示する。とともに、自主防災組織等による広報も行う。</p> <p>広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。</p> <p>① 緊急に伝達が必要なもの（避難指示、火災防止指示等）</p> <p>→ 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、ケーブルテレビ、現場での指示、自治会又は自主防災組織</p> <p>② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、医療救護所等）</p> <p>→ 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、ケーブルテレビ、市ホームページ</p> <p>③ 時期又は地域を限って行うもの</p> <p>→ 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、ケーブルテレビ、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、市ホームページ</p> <p>④ 被災地域外に対して行うもの</p> <p>→ 市ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞（報道機関に依頼）等</p>	<p>6. 2 広報の手段【 広報情報班】</p> <p>本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線や広報車、登録制メール、緊急通報メール、SNS、電話応答サービス、Lアラート（NHK d放送、テレ玉d放送）、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等によるものとする。</p> <p>また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示する。とともに、自主防災組織等による広報も行う。</p> <p>広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。</p> <p>① 緊急に伝達が必要なもの（避難指示、火災防止指示等）</p> <p>→ 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、緊急通報メール、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示、自治会又は自主防災組織、FM ラジオ（エフエムこしがや）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等</p> <p>② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、医療救護所等）</p> <p>→ 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、市ホームページ、緊急通報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）</p> <p>③ 時期又は地域を限って行うもの</p> <p>→ 防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、SNS、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）</p>

<p>震災・応急 -99</p>	<p>④ 被災地域外に対して行うもの → 市ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞（報道機関に依頼）等</p>	<p>8.2 一時滞在施設の開設・運営【総括班、避難所班、避難所班、産業物資班、吉川警察署、鉄道事業者】</p> <p>1 駅周辺等における一時滞在施設の開設 地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を一時滞在施設として開設する。一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する。一時滞在施設の運営については、『本編 第3章 第3節 第4「4.6 避難所の運営」（震災・応急-46～50）」を準用する。</p> <p>□一時滞在施設の運営の流れ ① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認 ② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定 ③ 施設利用案内等の掲示 ④ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保 ⑤ 「広報情報班」へ一時滞在施設の開設報告 ※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めるところを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておく。</p>																				
<p>震災・応急 -101</p>	<p>8.2 一時滞在施設の開設・運営【総括班、避難所班、産業物資班、吉川警察署、鉄道事業者】</p> <p>1 駅周辺等における一時滞在施設の開設 地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を一時滞在施設として開設する。一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する。一時滞在施設の運営については、『本編 第3章 第3節 第4「4.6 避難所の運営」（震災・応急-46～50）」を準用する。</p> <p>□一時滞在施設の運営の流れ ① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認 ② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定 ③ 施設利用案内等の掲示 ④ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保 ⑤ 「広報情報班」へ一時滞在施設の開設報告 ※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めるところを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておく。</p>	<p>□駅周辺の一時的滞在施設候補（市の公共施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>施設名</th> <th>一時滞場所</th> <th>想定収容人数</th> <th>駅からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川駅</td> <td>視聴覚ライブラリー</td> <td>多目的室</td> <td>約80名</td> <td>約0.1km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央公民館</td> <td>ホール</td> <td>約500人</td> <td>約1.1km</td> </tr> <tr> <td>吉川美南駅</td> <td>児童館</td> <td>多目的ホール・ブ ラネタリウム</td> <td>約180人</td> <td>約1.4km</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 想定収容人数は、座席数、定員、面積等から算出</p>	駅名	施設名	一時滞場所	想定収容人数	駅からの距離	吉川駅	視聴覚ライブラリー	多目的室	約80名	約0.1km		中央公民館	ホール	約500人	約1.1km	吉川美南駅	児童館	多目的ホール・ブ ラネタリウム	約180人	約1.4km
駅名	施設名	一時滞場所	想定収容人数	駅からの距離																		
吉川駅	視聴覚ライブラリー	多目的室	約80名	約0.1km																		
	中央公民館	ホール	約500人	約1.1km																		
吉川美南駅	児童館	多目的ホール・ブ ラネタリウム	約180人	約1.4km																		
<p>震災・応急 -101</p>	<p>9.1 遺体の捜索【要配慮者支援班】 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、「要配慮者支援班」が、県、警察、自衛隊、消防本部、消防団、その他関係機関等の協力のもとに実施する。</p> <p><活動内容と手順> 1 対象者 災害により行方不明の状態にあるか又は周囲の事情から既に死亡していると推定される者。</p> <p>2 方法 ① 「要配慮者支援班」は、市役所内に行方不明者の捜索依頼の受付窓口を開設する。住所（被災場所）、</p>	<p>9.1 行方不明者の捜索【要配慮者支援班】 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、「要配慮者支援班」が、県、警察、自衛隊、消防本部、消防団、その他関係機関等の協力のもとに実施する。</p> <p><活動内容と手順> 1 対象者 災害により行方不明の状態にあるか又は周囲の事情から既に死亡していると推定される者。</p> <p>2 方法 ① 「要配慮者支援班」は、市役所内に行方不明者の捜索依頼の受付窓口を開設する。住所（被災場所）、</p>																				

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

<p>震災・応急 -129</p>	<p>氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について詳細に聞き取り、名簿を作成する。 ② 名簿をもとに、まず避難所の収容者名簿の確認を行う。 ③ 確認ができなかった場合、消防、警察等と連絡調整を行い、行方不明者及び遺体の捜索活動を開始する。</p>	<p>氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について詳細に聞き取り、名簿を作成する。 ② 名簿をもとに、まず避難所の収容者名簿の確認を行う。 ③ 確認ができなかった場合、消防、警察等と連絡調整を行い、行方不明者及び遺体の捜索活動を開始する。 ④ 必要に応じて、県及び警察等と協議し、行方不明者の公表を検討する。</p>
<p>4. 1 ごみ処理【環境衛生班】 生活ごみの処理にあたっては、災害発生後の道路交通の状況などをも勘案しつつ、速やかに厨芥ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。 また、建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき類以外のごみを効率的に収集し、資源化・焼却・埋め立て等の処理を実施する。</p> <p><活動内容と手順> 1 ごみの排出量の把握(推定) 「環境衛生班」は、被害状況を基にごみの排出量を見積もる。 2 人員及びごみ収集車の調達 「環境衛生班」は、人員及び車両等のごみ収集体制を整える。 3 ごみの臨時集積 災害時のごみは、分別を徹底させ、市有地、公園、その他空地等に臨時ごみ集積所を設ける。なお、臨時ごみ集積所は大型車両の積込みが可能な場所をあらかじめ選定しておくものとする。 4 市民等への広報 次の項目について広報する。 ① ごみの分別区分や収集日等の処理方針に関すること ② 臨時ごみ集積所に関すること ③ 処理施設・仮置場への直接搬入の依頼に関すること 5 応援要請 ライフラインの停止等による中間処理施設に基大な被害が発生し、処理に長時間を要すると判断した場合、県災害対策本部環境対策部等に応援要請を行う。</p>	<p>4. 1 ごみ処理【環境衛生班】 生活ごみ・避難所ごみの処理にあたっては、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、速やかに収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、特に腐敗性廃棄物の早期の処理、感染性廃棄物の安全処理に努めるものとする。 また、建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき・災害廃棄物以外のごみを効率的に収集し、資源化・焼却・埋め立て等の処理を実施する。</p> <p><活動内容と手順> 1 ごみの排出量の把握(推定) 「環境衛生班」は、被害状況を基にごみの排出量を見積もる。 2 収集運搬体制の構築 「環境衛生班」は、事業者へ収集運搬の支援要請を行い、なお不足する場合は県や専門機関へ支援要請を行う。 3 ごみの臨時集積 災害時における生活ごみ・避難所ごみは、必要に応じて市有地、公園、その他空地等に臨時ごみ集積所を設け、分別を徹底させる。臨時ごみ集積所は大型車両の積込みが可能な場所をあらかじめ選定しておくものとする。なお、生活ごみは平常時と同様にごみ集積所に出すこととし、生活ごみと災害廃棄物を混合して出さないように周知する。 4 市民等への広報 次の項目について広報情報班と連携を図り広報する。 ① ごみの分別区分や収集日等の処理方針に関すること ② 臨時ごみ集積所に関すること ③ 処理施設・仮置場への直接搬入の依頼に関すること ④ し尿、浄化槽汚泥の収集方法に関すること ⑤ 仮設トイレの設置場所、使用方法に関すること 5 応援要請 ライフラインの停止等による中間処理施設に基大な被害が発生し、処理に長時間を要すると判断した場合、県災害対策本部環境対策部等に応援要請を行う。</p>	

震災応急
-130-

<p>4.3 がれき処理【環境衛生班】 倒壊建物等による大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行った上で、迅速に進めていく。</p> <p>＜活動内容と手順＞</p> <p>1 がれき排出量の把握（推定） 「環境衛生班」は、被害状況を基にがれきの排出量を見積もる。</p> <p>2 がれき処理体制の確立 (1) 実施主体 ① 倒壊建物の解体、撤去、処理については、原則として自己負担とする。 ② 国庫補助を受けて市の事業として解体撤去を行う場合は、所有者からの申請に基づき、市が実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《 参考（阪神・淡路大震災の場合） 》 ◆所有者の承諾のもとに市町村事業として実施 （費用負担 国：1/2、市町村：1/2）</p> </div> <p>(2) 基本方針 がれきの処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。 また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図るものとする。 応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。</p> <p>(3) 仮置場、最終処分場の確保 本市の仮置場の予定地及び最終処分場は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川市環境センター</td> <td>鍋小路431</td> <td>仮置場</td> </tr> <tr> <td>市資材置場</td> <td>川藤4231</td> <td>仮置場</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>鍋小路431</td> <td>最終処分場</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を処理することが困難な場合は、仮置場、最終処分場の確保について、果実管対策本部環境対策部等に応援要請を行う。</p> <p>(4) 災害廃棄物の分別 災害廃棄物は、仮置場で分別や解体撤去時から分別を行い、がれきの再利用・再資源化を可能な限り行う。 (5) 搬送ルートの設定 「環境衛生班」は、道路管理者及び吉川警察署と協議を行い、災害廃棄物の搬送ルート、仮置場の搬入搬出ルートを設定する。 3 市民等への広報 「4.1 ごみ処理」の4に準ずる。</p>	名称	所在地	用途	吉川市環境センター	鍋小路431	仮置場	市資材置場	川藤4231	仮置場	一般廃棄物最終処分場	鍋小路431	最終処分場	<p>4.3 がれき・災害廃棄物処理【環境衛生班】 倒壊建物等による大量のがれき、災害廃棄物処理については、分別の徹底を図り、有害物質の除去等の環境対策を十分に行った上で、迅速に進めていく。</p> <p>＜活動内容と手順＞</p> <p>1 がれき排出量の把握（推定） 「環境衛生班」は、被害状況を基にがれきの排出量を見積もる。</p> <p>2 がれき・災害廃棄物処理体制の確立 (1) 実施主体 ① 倒壊建物の解体、撤去、処理については、私有財産であるため、原則として所有者が実施する。 ② 国庫補助を受けて市の事業として解体撤去を行う場合は、所有者からの申請に基づき、市が実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《 参考（阪神・淡路大震災の場合） 》 ◆所有者の承諾のもとに市町村事業として実施 （費用負担 国：1/2、市町村：1/2）</p> </div> <p>(2) 基本方針 がれきの処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。 また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図るものとする。 応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。</p> <p>(3) 仮置場、最終処分場の確保 本市の仮置場の予定地及び最終処分場は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川市環境センター</td> <td>鍋小路431</td> <td>仮置場</td> </tr> <tr> <td>市資材置場</td> <td>川藤4231</td> <td>仮置場</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>鍋小路431</td> <td>最終処分場</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を処理することが困難な場合は、仮置場、最終処分場の確保について、果実管対策本部環境対策部等に応援要請を行う。</p> <p>(4) 災害廃棄物の分別 災害廃棄物は、仮置場で分別や解体撤去時から分別を行い、がれきの再利用・再資源化を可能な限り行う。 (5) 搬送ルートの設定 「環境衛生班」は、道路管理者及び吉川警察署と協議を行い、災害廃棄物の搬送ルート、仮置場の搬入搬出ルートを設定する。 3 市民等への広報 「4.1 ごみ処理」の4に準ずる。</p>	名称	所在地	用途	吉川市環境センター	鍋小路431	仮置場	市資材置場	川藤4231	仮置場	一般廃棄物最終処分場	鍋小路431	最終処分場
名称	所在地	用途																							
吉川市環境センター	鍋小路431	仮置場																							
市資材置場	川藤4231	仮置場																							
一般廃棄物最終処分場	鍋小路431	最終処分場																							
名称	所在地	用途																							
吉川市環境センター	鍋小路431	仮置場																							
市資材置場	川藤4231	仮置場																							
一般廃棄物最終処分場	鍋小路431	最終処分場																							

吉川市地域防災計画改訂にかかるとの主要改訂事項対比表

<p>震災・応急 -187</p>	<p>4 その他の注意事項 環境汚染が懸念される廃棄物の処理にあたっては、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。</p> <p>(1) アスベスト アスベストを使用した建築物の解体作業の際は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省 水・大気環境局大気環境課：平成19年8月)等に準じて、飛散防止対策を講じる。</p> <p>(2) PCB PCB廃棄物は、県の指導のもと排出者が専門の収集・運搬業者に適正処理を委託し、指定処理施設において処理する。</p> <p>(3) 医療廃棄物 救護所等で発生する医療系廃棄物については、担当の医師と処理方法について協議し、適正処理する。</p> <p>(4) その他の処理困難物 適正処理を図り、専門処理業者において処理する。</p> <p>(5) 不法投棄のチェック 災害時の混乱に乗じた違法な処理・投棄等に対して対応を講じる。</p>	<p>4 応援要請 本市の被害状況や災害廃棄物の発生量によっては、国・県および近隣市町等との協力・連携により広域的な処理を進めるため、「吉川市災害廃棄物処理計画」あるいは関連協定に基づき、必要な支援等を要請する。</p> <p>5 その他の注意事項 環境汚染が懸念される廃棄物の処理にあたっては、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。</p> <p>また、仮置場の管理にあたっては、飛散防止、臭気・衛生対策、火災防止対策、搬入の監視および作業員の安全対策に努めるものとする。</p> <p>なお、解体・撤去にあたり、建物内の貴金属や有害物質等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとつて価値があると認められるものは、一時又は別途保管し、所有者に引き渡す機会を提供する。</p> <p>(1)-アスベスト アスベストを使用した建築物の解体作業の際は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省 水・大気環境局大気環境課：平成29年9月)等に準じて、飛散防止対策を講じる。</p> <p>(2) PCB PCB廃棄物は、県の指導のもと排出者が専門の収集・運搬業者に適正処理を委託し、指定処理施設において処理する。</p> <p>(3) 医療廃棄物 救護所等で発生する医療系廃棄物については、担当の医師と処理方法について協議し、適正処理する。</p> <p>(4) その他の処理困難物 危険物、有害物は原則として所有者に対して専門機関・業者において適切な処理を行わせることを基本とする。</p> <p>(5) 不法投棄のチェック 災害時の混乱に乗じた違法な処理・投棄等に対して対応を講じる。</p>
<p>震災・応急 -187</p>	<p>5.4 住宅関係障害物の除去【住宅対策班】 「住宅対策班」は、地震による浸水等により住宅に運び込まれた障害物を除去し、住宅の応急復旧に努める。なお、必要に応じて、県に応援要請を行うものとする。</p> <p><活動内容と手順> 1 活動方針 ① 障害物の除去は、市が行うものとする。 ② 一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。 ③ 労力又は機械力が不足する場合は、県(建築安全課)に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。 ④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。 ⑤ 効果的に除去作業を進めるために、建設業協会との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。</p>	<p>5.4 住宅関係障害物の除去【住宅対策班】 「住宅対策班」は、地震による浸水等により住宅に運び込まれた障害物を除去し、住宅の応急復旧に努める。なお、必要に応じて、県に応援要請を行うものとする。</p> <p><活動内容と手順> 1 活動方針 ① 障害物の除去は、市が行うものとする。 ② 一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。 ③ 労力又は機械力が不足する場合は、県(建築安全課)に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。 ④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。 ⑤ 除去作業については、市と吉川市建設業協会において締結した「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」に基づき、効率的に進める。</p>

指定河川名	浸水想定区域図	作成主体	指定年月日	指定の前提となる計画降雨	地域の浸水被害想定状況等
利根川	利根川水系 利根川・広瀬川・利根川・早川・小山川 洪水浸水想定区域図	利根川上流河川事務所	H29.7.20	・利根川、広瀬川、早川、小山川が氾濫した場合（支流川等の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm	・ほぼ全域が0.5m以上、3~5mの浸水が多くを占めており、一部で5~10m浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で1週間以上、多くは2週間の浸水が想定されている。
江戸川	利根川水系 江戸川 洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・江戸川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm	・ほぼ全域が0.5m以上、市西部は3~5mの浸水が多く、江戸川沿いの一部で5~10m浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で3日以上、多くは1週間の浸水が想定されている。 ・江戸川沿いの全区間広い範囲に渡り、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。
(国管理区間) 中川	利根川水系 中川・綾瀬川 洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・中川、綾瀬川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） ・中川・綾瀬川流域の48時間総雨量596mm	・市北東部を除くほぼ全域が浸水想定される。 ・大半は0.5~3mの浸水と想定される。 ・浸水継続時間は、浸水区域でほぼ3日以上、市南側を中心に、1週間の浸水が想定されている。 ・中川沿いの市城南側は、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。

指定河川名	浸水想定区域図	作成主体	指定年月日	指定の前提となる計画降雨	地域の浸水被害想定状況等
利根川	利根川水系 利根川・広瀬川・利根川・早川・小山川 浸水想定区域図	利根川上流河川事務所	H18.7.6	・利根川、広瀬川、早川、小山川が氾濫した場合（支流川等の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm	・ほぼ全域が2m未満、市北部など一部で2~5m浸水すると想定される。※最大浸水深：約2.9m ・五蔵町付近で氾濫した場合、氾濫到達すると想定される。深谷市上流で氾濫した場合、本市は浸水しないと想定される。(動く浸水想定区域ビュワーより)
江戸川	利根川水系 江戸川 浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H17.3.28	・江戸川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） ・八斗島上流域3日間総雨量318mm（概ね200年に1回程度起こる大雨）	・ほぼ全域が2m未満、市北部で2~5m浸水すると想定される。※最大浸水深：約2.5m ・市域内で氾濫した場合、氾濫後、約2時間でほぼ全域浸水すると想定される。葛飾区下流で氾濫した場合、本市は浸水しないと想定される。(動く浸水想定区域ビュワーより)
(国管理区間) 中川	利根川水系 中川・綾瀬川 浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H18.2.15	・中川、綾瀬川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） ・中川、綾瀬川流域の48時間総雨量355mm（概ね100年に1回程度起こる大雨）	・ほぼ全域が1m未満、市北部など一部で1~2m浸水すると想定される。

第2 風水害の被害想定

2 外水氾濫
本市における外水氾濫は、昭和22年のカスリーン台風の利根川堤防決壊以降、河川の改修等が進められ、近年、起こっていない。
また、大河川の外水氾濫については、甚大な被害をもたらすことが想定されることから、洪水時の円滑な避難を確保し、災害の被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、水防法第14条の規定に基づき、河川管理者は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水する区域及び浸水した場合は想定される水深を表示した図面を作成している。
本市では、利根川（上流部）、江戸川、中川、荒川（以上、国管理河川）、中川、綾瀬川（中流部）、元荒川、新方川、大落古利根川（以上、県管理河川）の河川において浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、大きな被害が生じることが想定される。

第2 風水害の被害想定

2 外水氾濫
本市における外水氾濫は、昭和22年のカスリーン台風の利根川堤防決壊以降、河川の改修等が進められ、近年、起こっていない。
また、大河川の外水氾濫については、甚大な被害をもたらすことが想定されることから、洪水時の円滑な避難を確保し、災害の被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、水防法第14条の規定に基づき、河川管理者は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水する区域及び浸水した場合は想定される水深を表示した図面を作成している。
本市では、利根川（上流部）、江戸川、中川、荒川（以上、国管理河川）、中川、綾瀬川（中流部）、元荒川、新方川、大落古利根川（以上、県管理河川）の河川において浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、大きな被害が生じることが想定される。

第2 風水害の被害想定

2 外水氾濫
本市における外水氾濫は、昭和22年のカスリーン台風の利根川堤防決壊以降、河川の改修等が進められ、近年、起こっていない。
また、大河川の外水氾濫については、甚大な被害をもたらすことが想定されることから、洪水時の円滑な避難を確保し、災害の被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、水防法第14条の規定に基づき、河川管理者は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水する区域及び浸水した場合は想定される水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を表示した図面（洪水浸水想定区域図）を作成公表している。
本市では、利根川（上流部）、江戸川、中川、荒川（以上、国管理河川）、中川、綾瀬川（中流部）、元荒川、新方川、大落古利根川（以上、県管理河川）の河川において浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、河川によっては浸水継続時間が1~2週間となる可能性もあることから、大きな被害が生じることが想定される。

第2 風水害の被害想定

2 外水氾濫
本市における外水氾濫は、昭和22年のカスリーン台風の利根川堤防決壊以降、河川の改修等が進められ、近年、起こっていない。
また、大河川の外水氾濫については、甚大な被害をもたらすことが想定されることから、洪水時の円滑な避難を確保し、災害の被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、水防法第14条の規定に基づき、河川管理者は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水する区域及び浸水した場合は想定される水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を表示した図面（洪水浸水想定区域図）を作成公表している。
本市では、利根川（上流部）、江戸川、中川、荒川（以上、国管理河川）、中川、綾瀬川（中流部）、元荒川、新方川、大落古利根川（以上、県管理河川）の河川において浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、河川によっては浸水継続時間が1~2週間となる可能性もあることから、大きな被害が生じることが想定される。

第2 風水害の被害想定

2 外水氾濫
本市における外水氾濫は、昭和22年のカスリーン台風の利根川堤防決壊以降、河川の改修等が進められ、近年、起こっていない。
また、大河川の外水氾濫については、甚大な被害をもたらすことが想定されることから、洪水時の円滑な避難を確保し、災害の被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、水防法第14条の規定に基づき、河川管理者は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水する区域及び浸水した場合は想定される水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を表示した図面（洪水浸水想定区域図）を作成公表している。
本市では、利根川（上流部）、江戸川、中川、荒川（以上、国管理河川）、中川、綾瀬川（中流部）、元荒川、新方川、大落古利根川（以上、県管理河川）の河川において浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、河川によっては浸水継続時間が1~2週間となる可能性もあることから、大きな被害が生じることが想定される。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

荒川	荒川水系 荒川 浸水想定 区域図	荒川上流 河川事務所 荒川下流 河川事務所	荒川水系 荒川 浸水想定 区域図	荒川水系 荒川 浸水想定 区域図	荒川水系 荒川 浸水想定 区域図	荒川水系 荒川 浸水想定 区域図	荒川水系 荒川 浸水想定 区域図
<p>荒川</p> <p>元荒川・大落古利根川・新方川 中川(真管理区間)・綾瀬川・新方川</p>	<p>利根川水系 中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>荒川上流 河川事務所 荒川下流 河川事務所</p>	<p>荒川水系 荒川 浸水想定 区域図</p>	<p>荒川水系 荒川 浸水想定 区域図</p>	<p>荒川水系 荒川 浸水想定 区域図</p>	<p>荒川水系 荒川 浸水想定 区域図</p>	<p>荒川水系 荒川 浸水想定 区域図</p>
<p>ほぼ全域が2m未満、市北部など一部で2~5m浸水すると想定される。※最大浸水深：約2.8m</p> <p>荒川上流左岸64.0~74.0km付近で氾濫した場合、氾濫後、約2日で氾濫水が市域へ到達すると想定される。その他の区間で氾濫した場合、本市は浸水しないと想定される。(動く浸水想定区域とマップより)</p>	<p>ほぼ全域が1m未満、市北部など一部で1~2m、一部で2~5m浸水すると想定される。</p>	<p>荒川が氾濫した場合(支派川などの氾濫や内水氾濫を含む)</p> <p>荒川流域の3日間総雨量548mm(概ね200年に1回程度起こる大雨)</p>	<p>荒川が氾濫した場合(支派川などの氾濫や内水氾濫を含む)</p> <p>荒川流域の72時間総雨量632mm</p>	<p>中川・綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川が氾濫した場(概ね100年に1回程度起こる大雨)</p>	<p>中川・綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川が氾濫した場(概ね100年に1回程度起こる大雨)</p>	<p>中川・綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川が氾濫した場(概ね100年に1回程度起こる大雨)</p>	<p>中川・綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川が氾濫した場(概ね100年に1回程度起こる大雨)</p>
<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>	<p>中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川</p> <p>浸水想定区域図</p>

※県管理河川である「中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川」は、想定最大規模降雨による浸水想定区域図が未公表であるため、計画規模による。

3 大規模水害

平成27年の水防法改正により、想定最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域の指定が進められている。吉川市においては、想定最大規模降雨による江戸川や利根川の氾濫により、市のほぼ全域で0.5m以上、多くが3~5mの浸水深となり、1~2週間程度の期間、浸水が継続することが想定されている。また、河川沿いの地域では、河岸浸食や氾濫流による家屋倒壊等の危険のある氾濫想定区域が示されており、早期立退き避難等の注意を要する。(詳細は、前述の「本市に係る浸水想定区域の概要」参照。)

○ 大規模水害時の被害事象の特徴と課題

- ・ 広大な地域が浸水する可能性があること
- ・ 浸水深が深く避難しなかった場合に死者の発生率が極めて高くなる地域があること
- ・ 地下空間を通じて浸水が拡大する可能性があること
- ・ 浸水地域では電力が停止する可能性が非常に高いこと
- ・ 浸水継続時間が長く、ライフライン被害の発生と併せて孤立者の生活環境の維持が極めて困難となる地域があること

国の中央防災会議の「大規模水害対策に関する専門調査会(平成22年4月)」によると、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定は、次のとおりである。

(1) 吉川市に影響する決壊地点からの氾濫による浸水被害想定

- ① 利根川(首都圏広域氾濫)

利根川右岸13.6.0km地点の埼玉県加須市(旧大利根町)弥兵衛地先を堤防決壊箇所と想定した首都圏広域氾濫では、昭和22年カスリン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する可能性がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水域内人口が約230万人と想定される。

当市においては、全域、浸水すると想定され、堤防決壊後、1日後には市域の半分以上が浸水すると想定されている。
- ② 荒川

報告書による決壊地点では、当市が浸水域となるケースはない。

(2) 大規模水害時の被害事象の特徴と課題

- ・ 広大な地域が浸水する可能性があること
- ・ 浸水深が深く避難しなかった場合に死者の発生率が極めて高くなる地域があること
- ・ 地下空間を通じて浸水が拡大する可能性があること
- ・ 浸水地域では電力が停止する可能性が非常に高いこと
- ・ 浸水継続時間が長く、ライフライン被害の発生と併せて孤立者の生活環境の維持が極めて困難となる地域があること
- ・ 堤防決壊に至る前からの被害発生予測が可能であること
- ・ 堤防決壊から浸水域拡大までに時間があること

風水害予防-11	3. 2 避難地点の整備【危機管理課、教育総務課、都市計画課】	3. 2 避難地点の整備【危機管理課、教育総務課、都市計画課】																																																																										
	<p>1 指定緊急避難所・指定避難所</p> <p>災害対策基本法に基づき市長が指定する洪水及び内水氾濫を対象とする指定緊急避難場所及び指定避難所を次に示す。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所については、防災マップ、市ホームページ等により、広く市民等に周知を図る。</p> <p>① 指定緊急避難場所</p> <p>指定緊急避難場所は、大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が一時的に避難する場として、指定避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設17か所（老人福祉センターは、平屋のため除く。）を指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>② 指定避難所</p> <p>指定避難所は、住宅の床上浸水やライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設18か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、防災施設の整備を推進するものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。</p> <p>□指定避難所・指定緊急避難場所の指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定緊急避難場所</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○一時的に大規模水害の発生後の二次災害などの危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の高水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること </td> </tr> <tr> <th>指定避難所</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること </td> </tr> </tbody> </table> <p>本市の指定緊急避難場所は、次に示すとおりである。</p> <p>なお、本市は、市全域が浸水する可能性も想定されていることから、近隣市町と調整し、市外の指定緊急避難場所、指定避難所を予め指定しておく等、近隣市町と連携した取り組みを推進し、市民の安全確保に努める。</p>	指定緊急避難場所	指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○一時的に大規模水害の発生後の二次災害などの危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の高水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること 	指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること 	<p>1 指定緊急避難所・指定避難所</p> <p>災害対策基本法に基づき市長が指定する洪水及び内水氾濫を対象とする指定緊急避難場所及び指定避難所を次に示す。なお、指定緊急避難場所及び指定避難所については、防災マップ、市ホームページ等により、広く市民等に周知を図る。</p> <p>① 指定緊急避難場所</p> <p>指定緊急避難場所は、大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が一時的に避難する場として、指定避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設17か所（老人福祉センターは、平屋のため除く。）を指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>② 指定避難所</p> <p>指定避難所は、住宅の床上浸水やライフラインの停止等により自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設18か所を指定避難所として指定する。なお、指定避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、防災施設の整備を推進するものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。</p> <p>□指定避難所・指定緊急避難場所の指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定緊急避難場所</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○一時的に大規模水害の発生後の二次災害等の危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の高水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること </td> </tr> <tr> <th>指定避難所</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること </td> </tr> </tbody> </table> <p>本市の指定緊急避難場所は、次に示すとおりである。</p> <p>なお、本市は、市全域が浸水する可能性も想定されていることから、近隣市町と調整し、市外の指定緊急避難場所、指定避難所を予め指定しておく等、近隣市町と連携した取り組みを推進し、市民の安全確保に努める。</p>	指定緊急避難場所	指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○一時的に大規模水害の発生後の二次災害等の危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の高水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること 	指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること 																																																																
指定緊急避難場所	指定基準																																																																											
	<ul style="list-style-type: none"> ○一時的に大規模水害の発生後の二次災害などの危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の高水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること 																																																																											
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること 																																																																											
指定緊急避難場所	指定基準																																																																											
	<ul style="list-style-type: none"> ○一時的に大規模水害の発生後の二次災害等の危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の高水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること 																																																																											
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること 																																																																											
	<p>□指定緊急避難場所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">防災ブロック区分</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">収容可能面積</th> <th rowspan="2">想定収容人数</th> </tr> <tr> <th>2階以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第1</td> <td>旭小学校</td> <td>南広島1940</td> <td>684</td> <td></td> <td>414</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1</td> <td>旭地区センター</td> <td>旭6-4</td> <td>283</td> <td></td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第2</td> <td>中央中学校</td> <td>吉川234-1</td> <td>896</td> <td></td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第2</td> <td>吉川小学校</td> <td>平沼73</td> <td>1,760</td> <td></td> <td>1,066</td> </tr> </tbody> </table>	番号	防災ブロック区分	名称	所在地	収容可能面積		想定収容人数	2階以上		1	第1	旭小学校	南広島1940	684		414	2	第1	旭地区センター	旭6-4	283		141	3	第2	中央中学校	吉川234-1	896		543	4	第2	吉川小学校	平沼73	1,760		1,066	<p>□指定緊急避難場所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">防災ブロック区分</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">収容可能面積</th> <th rowspan="2">想定収容人数</th> </tr> <tr> <th>2階以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第1</td> <td>旭小学校</td> <td>南広島1940</td> <td>684</td> <td></td> <td>414</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1</td> <td>旭地区センター</td> <td>旭6-4</td> <td>283</td> <td></td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第2</td> <td>中央中学校</td> <td>吉川234-1</td> <td>896</td> <td></td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>第2</td> <td>吉川小学校</td> <td>平沼73</td> <td>1,760</td> <td></td> <td>1,066</td> </tr> </tbody> </table>	番号	防災ブロック区分	名称	所在地	収容可能面積		想定収容人数	2階以上		1	第1	旭小学校	南広島1940	684		414	2	第1	旭地区センター	旭6-4	283		141	3	第2	中央中学校	吉川234-1	896		543	4	第2	吉川小学校	平沼73	1,760		1,066
番号	防災ブロック区分					名称	所在地		収容可能面積		想定収容人数																																																																	
		2階以上																																																																										
1	第1	旭小学校	南広島1940	684		414																																																																						
2	第1	旭地区センター	旭6-4	283		141																																																																						
3	第2	中央中学校	吉川234-1	896		543																																																																						
4	第2	吉川小学校	平沼73	1,760		1,066																																																																						
番号	防災ブロック区分	名称	所在地	収容可能面積		想定収容人数																																																																						
				2階以上																																																																								
1	第1	旭小学校	南広島1940	684		414																																																																						
2	第1	旭地区センター	旭6-4	283		141																																																																						
3	第2	中央中学校	吉川234-1	896		543																																																																						
4	第2	吉川小学校	平沼73	1,760		1,066																																																																						

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

5	第2	風小学校	吉川団地 1-10	1,536	930
6	第2	栄小学校	吉川 615-1	1,260	763
7	第2	市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	265	160
8	第3	南中学校	保 672	1,260	763
9	第3	北谷小学校	高富 857	1,320	800
10	第3	中央公民館	保 577	483	292
11	第3	吉川美南高等学校	高久 600	1,597	967
12	第4	中曽根小学校	中曽根 2-4	1,260	763
13	第4	美南小学校	美南 4-17-3	1,792	1,086
14	第4	原重箱 ワンダーランド	美南 5-3-1	196	118
15	第5	三輪野江小学校	加藤 641	804	487
16	第5	東中学校	上笹塚 3-104-1	768	465
17	第5	総合体育館	上笹塚 1-58-1	180	109
合計 (17か所)				16,294	9,867

注) ○は各ブロックの地区拠点である。

注) 収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注) 想定収容人数は、一人当たりの専有面積を 1.65㎡として計算した。

注) 2階以上の収納可能面積は、学校において特別教室(校長室、職員室、保健室、家庭科室、図書室など)を除いた面積とした。

風水害予
防-29

1.1 啓発活動の推進【危機管理課】

(2) 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成配布

河川の氾濫により想定される浸水区域や深さなどの浸水情報と避難場所、避難情報
の伝達方法などの避難方法等に係る情報をまとめた洪水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

また、本市では、台風や集中豪雨などの大雨時に内水氾濫が発生していることから、過去の道路冠水
実態などを表示した内水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

注) ○は各ブロックの地区拠点である。

注) 収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注) 想定収容人数は、一人当たりの専有面積を 1.65㎡として計算した。

注) 2階以上の収納可能面積は、学校において特別教室(校長室、職員室、保健室、家庭科室、図書室等)
を除いた面積とした。

1.1 啓発活動の推進【危機管理課】

(2) 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成配布

河川の氾濫により想定される浸水区域や深さ、浸水継続時間、早期の立退き避難が必要な区域等
の浸水関連情報と避難場所、避難時危険箇所、避難情報の伝達方法等の避難方法等に係る情報をまとめた
洪水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

また、本市では、台風や集中豪雨等の大雨時に内水氾濫が発生していることから、過去の道路冠水実
態などを表示した内水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

風水害
急-8

第2 活動体制と配備基準【全職員】

風水害時に迅速で有効な水害対策活動を行うため、職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等
における活動体制の確保を図る。

なお、水害対策活動に当たって本市のとりべき配備体制、配備基準は、次のとおりとする。

□配備体制と配備基準

配備体制	配備基準	活動内容
待機体制	○水害が発生するおそれがあるとき	○水害対策活動班の総括班が気象情報の収集、河川の監視、水防活動の準備をする体制。また、総括班の指示により、水害対策活動班が待機及び水害に備える体制

第2 活動体制と配備基準【全職員】

風水害時に迅速で有効な水害対策活動を行うため、職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等
における活動体制の確保を図る。

なお、水害対策活動に当たって本市のとりべき配備体制、配備基準は、次のとおりとする。

□配備体制と配備基準

配備体制	配備基準	活動内容
待機体制	○水害が発生するおそれがあるとき	○水害対策活動班の総括班が気象情報の収集、河川の監視、水防活動の準備をする体制。また、総括班の指示により、水害対策活動班が待機及び水害に備える体制

風水管 急-6			警戒体制	警戒体制															
<p>第3 水害対策本部の設置と運営【全職員】</p> <p>2 水害対策本部の組織等 (1) 水害対策本部の組織</p>	<p>○水害対策活動班の総括部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制</p> <p>○市の一部において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき、 ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇（避難判断水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じるとき</p> <p>○甚大な水害（災害救助法が適用される水害、外水氾濫の発生など）が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警戒が発令されたとき ○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p>	<p>○水害対策本部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p> <p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p>	<p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警戒が発令されたとき ○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</p>	<p>○水害対策活動班の総括部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制</p> <p>○水害対策活動班を設置</p> <p>○水害対策本部（水害対策活動班を含む）により、監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て水害対策活動に当たる体制</p> <p>○市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて水害対策活動に当たる体制</p>															
	<p>1 配備体制の決定権者</p> <table border="1" data-bbox="670 1478 813 1971"> <tr><td>配備体制</td><td>決定権者</td></tr> <tr><td>待機体制</td><td>市民生活部長</td></tr> <tr><td>警戒体制</td><td>市民生活部長</td></tr> <tr><td>非常体制</td><td>市長</td></tr> </table> <p>2 配備体制の発令手順</p> <p>(1) 待機体制 危機管理課長は、水害が発生するおそれがあるときは、気象状況等を市民生活部長へ報告する。 市民生活部長は、都市整備部長と協議し、待機体制を発令する。</p> <p>(2) 警戒体制 危機管理課長は、市の一部において水害が発生、又は発生するおそれがあるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。 市民生活部長は、都市整備部長と協議し、市長の承認を得て、警戒体制を発令する。</p> <p>(3) 非常体制 市民生活部長は、市の大部分において水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、気象状況、被害状況等を市長へ報告する。 市長は、被害状況等に応じて、非常体制を発令し、水害対策本部又は災害対策本部を設置する。</p>	配備体制	決定権者	待機体制	市民生活部長	警戒体制	市民生活部長	非常体制	市長	<p>1 配備体制の決定権者</p> <table border="1" data-bbox="670 515 813 1008"> <tr><td>配備体制</td><td>決定権者</td></tr> <tr><td>待機体制</td><td>市民生活部長</td></tr> <tr><td>警戒体制</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>非常体制</td><td>市長</td></tr> </table> <p>2 配備体制の発令手順</p> <p>(1) 待機体制 危機管理課長は、水害が発生するおそれがあるときは、気象状況や河川の状況等を市民生活部長へ報告する。 市民生活部長は、都市整備部長と協議し、待機体制を発令する。</p> <p>(2) 警戒体制 危機管理課長は、市の一部において水害が発生、又は発生するおそれがあるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。 市民生活部長は、都市整備部長と協議し、副市長の承認を得て、警戒体制を発令し、水害対策活動班を設置する。</p> <p>(3) 非常体制 市民生活部長は、市域において水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、気象状況、被害状況等を市長へ報告する。 市長は、被害状況等に応じて、非常体制を発令し、水害対策本部又は災害対策本部を設置する。</p>	配備体制	決定権者	待機体制	市民生活部長	警戒体制	副市長	非常体制	市長	<p>○市の一部において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>○市域において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ○氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇（避難判断水位の到達）が予測されたとき等、避難判断の必要性が生じるとき</p> <p>○市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ○大雨特別警戒が発令されたとき ○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されたとき等、避難判断の必要性が生じたとき</p>
配備体制	決定権者																		
待機体制	市民生活部長																		
警戒体制	市民生活部長																		
非常体制	市長																		
配備体制	決定権者																		
待機体制	市民生活部長																		
警戒体制	副市長																		
非常体制	市長																		

※水害対策活動班：総括部の指示により活動拠点（水害対策活動室）を設置し、警戒体制及び非常体制前回の応急的な水害対策活動体制をいう。

吉川市地域防災計画改訂にかかるとする主要改訂事項対比表

水害対策本部の組織は、次のとおりとする。

□水害対策本部組織表（非常体制：第1配備）

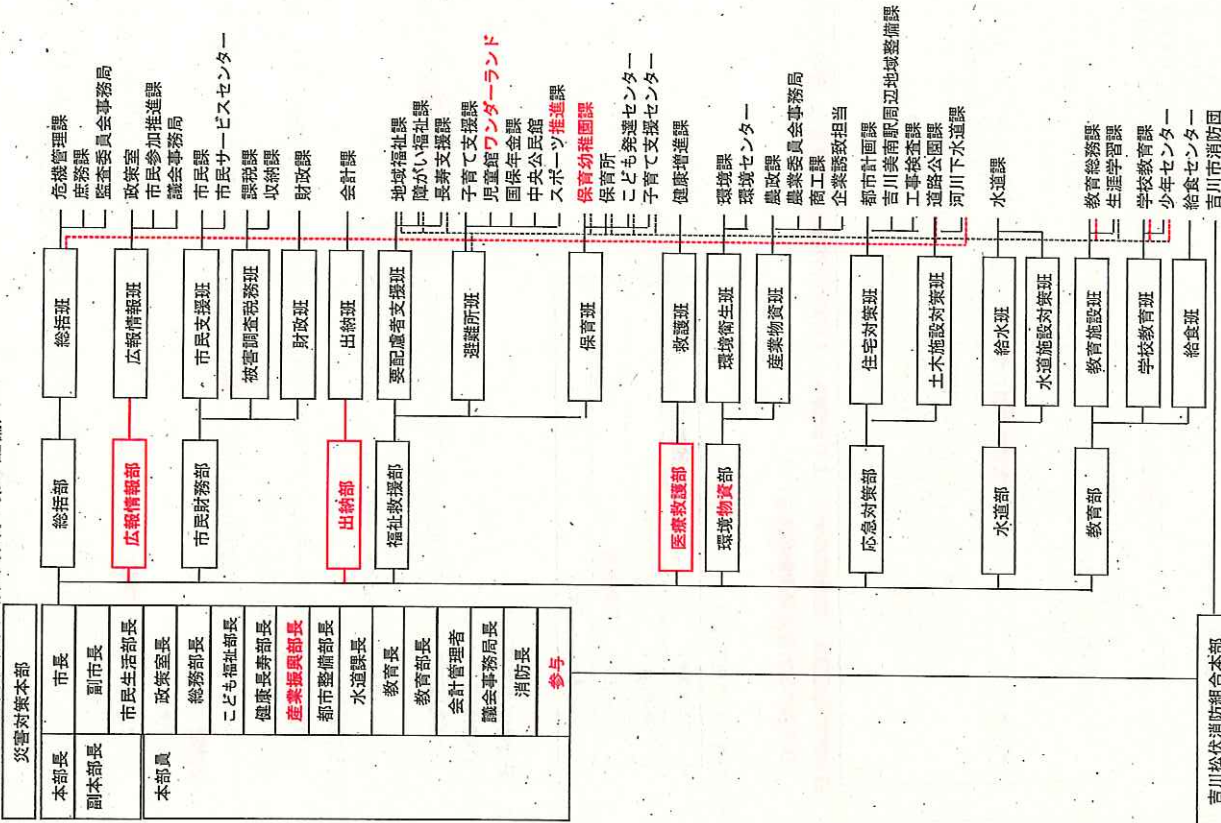
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	市長、市民生活部長、健康福祉部長、市民生活部長、都市整備部長、水道課長、教育長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防長
部名	担当本部員
総括部	市民生活部長
広報情報部	都市整備部長
市民支援部	政策室長
応急対策部	議会事務局長
交通衛生部	会計管理者
市民協議部	都市整備部長
水道部	市民生活部長
教育部	健康長寿部長
消防本部	水道課長
	教育長
	教育部長
	消防長

水害対策活動班名

総括班	市民生活部長
広報情報班	都市整備部長
市民支援班	政策室長
応急対策班	議会事務局長
交通衛生班	都市整備部長
市民協議班	市民生活部長
水道班	健康長寿部長
教育班	水道課長
応援班	教育長
吉川市消防団	消防長

水害対策本部の組織は、次のとおりとする。

□水害対策本部組織表（非常体制：第1配備）



吉川市消防団
注)「-----」は、兼務

吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

- (2) 水害対策本部長の代行の順位
水害対策本部長に事故があった場合は本部長代行の順位は、次のとおりである。
第1順位 副市長
第2順位 市民生活部長
第3順位 政策室長
- (3) 水害対策活動班の管理者及び職員配置
市長は、年度ごとに出水期前に水害対策活動班の管理者及び職員の配置を定め、当該管理者及び職員に通知するものとする。
- (4) 水害対策本部の事務分掌
水害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

- (2) 水害対策本部長の代行の順位
水害対策本部長に事故があった場合は本部長代行の順位は、次のとおりである。
第1順位 副市長
第2順位 市民生活部長
第3順位 政策室長
- (3) 水害対策活動班の管理者及び職員配置
市長は、年度ごとに出水期前に水害対策活動班の管理者及び職員の配置を定め、当該管理者及び職員に通知するものとする。
- (4) 水害対策本部の事務分掌
水害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

□水害対策本部の事務分掌（その1）

部名等	班名等	管理者等	事務分掌
水害対策本部	本部長	市長	●水害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員指揮監督を行うこと。 ●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	副本部長	副市長 市民生活部長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●水害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部員	政策室長 総務部長 健康長寿部長 都市整備部長 水道課長 教育部長 教育管理者 会計管理局长 議事事務局長 消防	
本部連絡員	部長が指名した職員		●各部における収集情報及び水害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課長 河川下水道課長 道路公園課長	●各水害対策班職員の動員に関すること。 ●水害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●水害対策本部会議の運営に関すること。 ●気象予報・警報、洪水予報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●道路浸水、被害家屋等の被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県への報告に関すること。 ●消防本部等に対する協力・応援要請に関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●本部の活動記録に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●水防資機材に関すること。 ●各班からの情報収集、各班への情報伝達に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。

□水害対策本部の事務分掌（その1）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
水害対策本部	本部長	市長	●水害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員指揮監督を行うこと。 ●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	副本部長	副市長 市民生活部長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●水害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部員	政策室長 総務部長 健康長寿部長 都市整備部長 水道課長 教育部長 教育管理者 会計管理局长 議事事務局長 消防	
本部連絡員	部長が指名した職員		●各部における収集情報及び水害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 庶務課 監査委員会事務局 （河川下水道課） （道路公園課）	●各水害対策班職員の動員に関すること。 ●水害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●水害対策本部会議の運営に関すること。 ●気象予報・警報、洪水予報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●道路浸水、被害家屋等の被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県への報告に関すること。 ●消防本部等に対する協力・応援要請に関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●本部の活動記録に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●水防資機材に関すること。 ●各班からの情報収集、各班への情報伝達に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

広報情報部	広報情報班	政策室主幹	<ul style="list-style-type: none"> ●ポンプの操作・稼働状況の把握・稼働の要請に関すること。 ●市民等からの問合せに対する対応に関すること。 ●ライブライン・交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●報道機関に対する発表に関すること。 ●被災者台帳の作成及びびり災証明の交付に関すること。(火災以外) ●道路浸水、被害家屋等の現地調査、撮影、記録、報告に関すること。 ●市民への気象情報、災害情報等の広報に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。
-------	-------	-------	--

広報情報部	広報情報班	政策室 市民参加推進課 議事事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ポンプの操作・稼働状況の把握・稼働の要請に関すること。 ●市民等からの問合せに対する対応に関すること。 ●ライブライン・交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●市民への気象情報、災害情報等の広報に関すること。 ●職員への安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難勧告及び指示の伝達に関すること。 ●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること。 ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。
-------	-------	-------------------------	--

□水害対策本部の事務分掌 (その2)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
市民支援部	市民支援班	市長が指名した副部長級又は課長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ●電話交換業務に関すること。 ●市民等からの問合せの受付・記録・整理に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。
応急対策部	応急対策班	市長が指名した副部長級又は課長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ●土のうの作成、配付及び設置に関すること。 ●排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ●吐口の閉鎖操作に関すること。 ●交通対策に関すること。 ●道路浸水、被害家屋等の現地収集、「広報情報班」への報告に関すること。 ●その他浸水対策に関すること。
交通衛生部	交通衛生班	市長が指名した副部長級又は課長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ●交通対策に関すること。 ●環境衛生対策に関すること。 ●七渡昆虫駆除に関すること。 ●ごみ処理に関すること。 ●し尿処理に関すること。 ●災害廃棄物の処理に関すること。 ●「応急対策班」への応援に関すること。
市民支援部	市民支援班	市長が指名した副部長級又は課長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者への災害情報等の伝達及び救護に関すること。 ●要配慮者施設への災害情報等の伝達及び安全確保、支援に関すること。 ●他班への応援に関すること。 ●水道施設の応急復旧に関すること。 ●被災者への応急給水に関すること。 ●水道施設の被害調査・記録に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。

□水害対策本部の事務分掌 (その2)

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民財務部	市民支援班	市民課 市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ●電話交換業務に関すること。 ●市民等からの問合せの受付・記録・整理に関すること。 ●安否情報システム、全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査 税務課 財政課	課税課 収納課 財政課	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●市庁舎、公共施設(他課で管理している公共施設は除く)、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること(「広報情報班」への報告含む。) ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。 ●避難行動要支援者への災害情報等の伝達及び救護に関すること。 ●要配慮者施設への災害情報等の伝達及び安全確保、支援に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること(総括班、避難所班と調整)。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること(避難所班と調整)。 ●「避難所」への応援に関すること。 ●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●施設利用者の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●避難者、帰宅困難者等の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。
出納部 福祉 救援部	出納班 要配慮者支援班	会計課 地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課	
	避難所班	子育て支援課 児童館ワンダーランド 国民年金課 中央公民館	

吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

教育部	学校 教育班	市長が指名した 副部長級又は課 長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ●吉川市管工事協同組合への協力要請に関すること。 ●児童、生徒の避難及び救護に関すること。 ●学校施設等の避難所の使用・開設準備に関すること。 ●学校教育施設の被害調査に関すること。 ●社会教育施設の被害調査に関すること。 ●他班への応援に関すること。 ●他班への応援に関すること。 	スポーツ推進課 (地域福祉課) (障がい福祉課) (長寿支援課) (保育幼稚園課) (保育所) (子ども発達センター) (子育て支援センター) (生涯学習課) (教育総務課) (学校教育課) (少年センター)	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。
消防本部	応援班	市長が指名した 副部長級又は課 長級職員	<ul style="list-style-type: none"> ●河川堤防の巡視に関すること。 ●土のうの作成、配付及び設置に関すること。 ●交通対策に関すること。 ●道路浸水等の現地収集に関すること。 ●避難行動要援者への災害情報の伝達及び救護に関すること。 	保育班 保育幼稚園課 保育所 子育て支援センター 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所児童の避難、救護及び保護(保護者の帰宅困難対策含む。)に関すること。 ●応急保着に関すること。 ●避難所班への応援に関すること。 ●医療救護所の設置に関すること。 ●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
	環境 衛生班			環境課 環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ●環境衛生対策に関すること。 ●モ族昆虫駆除に関すること。 ●ごみ処理に関すること。 ●し尿処理に関すること。 ●災害廃棄物の処理に関すること。
	産業 物資班			農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	<ul style="list-style-type: none"> ●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること(総括班と調整)。 ●救出用資機材の調達に関すること。 ●応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ●輸送車両の調達に関すること。 ●県トラック協会への協力要請に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告を含む)。 ●農地、農業用施設の被害調査に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告を含む)。 ●農産物・園芸作物の被害調査に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告を含む)。
応急 対策部	住宅 対策班			都市計画課 吉川美南駅周辺 地域整備課 工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> ●被害家屋等の現地収集、「総括班」、「広報情報班」への報告に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告を含む)。
	土木施設 対策班			道路公園課 河川下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●土のうの作成、配付及び設置に関すること。 ●排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ●吐口の閉鎖操作に関すること。 ●交通対策に関すること。 ●道路、橋梁、公園等の被害調査、「総括班」、「広報情報班」への報告に関すること。 ●河川・下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること(「広報情報班」への調査結果の報告を含む)。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●その他浸水対策に関すること。 ●総括班への応援に関すること。
水道部	給水班			水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者への応急給水に関すること。

<p>風水害-応急-11</p>	<p>水道施設 対策班</p>	<p>水道課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設の応急復旧に関する事。 ●水道施設の被害調査・記録に関する事。 ●災害時の水道確保に関する事。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉支部への協力要請に関する事。 ●学校教育施設の被害調査に関する事。 ●社会教育施設の被害調査に関する事。 ●文化財の被害調査及び記録に関する事（「広報情報班」への調査結果の報告を含む。）。 ●避難所班への応援に関する事。 ●児童、生徒の避難及び救護に関する事。 ●学校施設等の避難所の使用・開設準備に関する事。 ●避難所班への炊き出し及び配給に関する事。 ●河川堤防の巡視に関する事。 ●土のうの作成、配付及び設置に関する事。 ●交通対策に関する事。 ●道路浸水等の現地収集に関する事。 ●避難行動要支援者への災害情報等の伝達及び救護に関する事。
<p>第4 災害対策本部の設置と運営【全職員】</p>	<p>8 災害対策本部の組織等 (1) 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、水害対策本部の組織を準用する。</p>	<p>教育部 教育施設班 学校 教育班 給食班 吉川市 消防団</p>	<p>教育総務課 生涯学習課 学校教育課 少年わか- 給食むか- 吉川市消防団</p>
<p>風水害-応急-14</p>	<p>第4 災害対策本部の設置と運営【全職員】</p> <p>8 災害対策本部の組織等 (1) 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p> <p>□災害対策本部の事務分掌（災害対策本部・総括部）</p>	<p>部名等 班名等 担当部署等</p> <p>災害対策本部 本部 副本部 本部員</p>	<p>部名等 班名等 担当部署等</p> <p>災害対策本部 本部 副本部 本部員</p>

吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

			<ul style="list-style-type: none"> ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難勧告又は避難指示の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する協力・応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。） ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策委員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●市民等からの問合せに対する対応に関すること。
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ●気象予報、警報、洪水予報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難勧告又は避難指示（緊急）の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する協力・応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。） ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策委員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●市民等からの問合せに対する対応に関すること。 ●災害救助法の運用事務に関すること。（広報情報班との調整）
--	--	--	---

□災害対策本部の事務分掌（総括部）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
総括部 (つづき)	広報情報班	政策室 市民参加推進課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長の秘書に関すること。 ●職員の安全確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。 ●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ●「要支援者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者施設の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ライフライン被害情報の収集に関すること。 ●ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること。 ●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難勧告及び指示の伝達に関すること。 ●市民、障害困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●議会対応に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（総括部）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
広報情報部	広報情報班	政策室 市民参加推進課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長の秘書に関すること。 ●職員の安全確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。 ●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ●「要支援者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者施設の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ライフライン被害情報の収集に関すること。 ●ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること。 ●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難勧告及び指示の伝達に関すること。 ●市民、障害困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●議会対応に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

			<ul style="list-style-type: none"> ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること。 ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。 ●情報紙の作成、配付に関すること。 ●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。
--	--	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること。 ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。 ●情報紙の作成、配付に関すること。 ●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。
--	--	--	--

□災害対策本部の事務分掌 (市民財務部)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
市民財務部	市民支援班	市民課 市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。(火災以外) ●被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」 ●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること。(「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。) ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」、「避難所班」への応援に関すること。
	被害調査税務班	課税課 収納課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災住宅の被害認定調査に関すること。(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳(人的・建物等)の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 ●「市民支援班」、「避難所班」への応援に関すること。
	財政班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ●市庁舎、公共施設(他課で管理している公共施設は除く。) ●市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること。(「広報情報班」への報告含む。) ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の被害認定調査に関すること(建築技師：被害調査税務班への応援) ●「広報情報班」、「避難所班」への応援に関すること。
	出納班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。 ●「広報情報班」、「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌 (市民財務部)

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
市民財務部	市民支援班	市民課 市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。(火災以外) ●被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」 ●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること。(「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。) ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。 ●被災住宅の被害認定調査に関すること。(「広報情報班」への調査結果の報告含む。) ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳(人的・建物等)の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 ●市庁舎、公共施設(他課で管理している公共施設は除く。) ●市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること。(「広報情報班」への報告含む。) ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の被害認定調査に関すること(建築技師：被害調査税務班への応援) ●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
	被害調査税務班	課税課 収納課	
	財政班	財政課	
	出納班	会計課	

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

□災害対策本部の事務分掌 (福祉救護部)		事務分掌	
部名等	班名等	担当部署	
福祉救護部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課 保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ● 避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ● 要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ● 保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ● 福祉避難所の開設に関すること (総括班と調整)。 ● 福祉避難所の人材確保、物資等の調達に関すること。 ● 要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への移送等に関すること。 ● 社会福祉団体の連絡及び協力要請に関すること。 ● 災害救助法の適用事務に関すること (総括班と調整)。 ● 救護物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること。 ● 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護資金の貸付けに関すること。 ● ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること (市社会福祉協議会との連絡調整)。 ● 遺体の収容、埋葬 (火葬) に関すること。 ● 行方不明者の捜索、埋葬 (火葬) に関すること。 ※ 一部の職員は、「避難所班」として活動する。
	避難所班	子育て支援課 児童館 国民年金課 中央公民館 スポーツ振興課 地域福祉課 (障がい福祉課) (長寿支援課) (保育所) (保育幼稚園課) (こども発達センター) (子育て支援センター) (生涯学習課) (※ () は兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ● 避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ● 施設利用者の避難及び救護に関すること (施設のみ)。 ● 避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ● 避難状況、避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ● 帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ● 要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ● 福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ● 食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ● 避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。
	保育班	保育所 こども発達センター 子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所児童の避難、救護及び保護 (保護者の帰宅困難対策含む。) に関すること。 ● 応急保育に関すること。 ※ 一部の職員は、「避難所班」として活動する。
	救護班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護所の設置に関すること。 ● 病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ● 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。 ● 避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。 ● 車加保健所との連絡調整に関すること。 ● 救急医療機関との連絡調整に関すること。 ● 負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ● 防疫に関すること。 ● 医薬品等の調達に関すること。

□災害対策本部の事務分掌 (福祉救護部)		事務分掌	
部名等	班名等	担当部署	
福祉救護部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ● 避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ● 要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ● 福祉避難所の開設、管理、運営に関すること (総括班、避難所班と調整)。 ● 福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ● 要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること (避難所班と調整)。 ● 救護物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること (総括班、出納班と調整)。 ● 災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する救護資金等の貸付けに関すること。 ● 災害ボランティヤセンターの開設及び運営に関すること (市社会福祉協議会との連絡調整)。 ● 行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。 ● 行方不明者及び行方不明者の取扱いに関すること。 ● 「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	子育て支援課 児童館 ワンダーランド 国民年金課 中央公民館 スポーツ推進課 (地域福祉課) (障がい福祉課) (長寿支援課) (保育幼稚園課) (保育所) (こども発達センター) (子育て支援センター) (生涯学習課) (教育総務課) (学校教育課) (少年センター) (※ () は兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ● 避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ● 施設利用者の避難及び救護に関すること (施設のみ)。 ● 避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ● 避難状況、避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ● 帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ● 要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ● 福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ● 食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ● 避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達センター 子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所児童の避難、救護及び保護 (保護者の帰宅困難対策含む。) に関すること。 ● 応急保育に関すること。 ● 保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ● 「避難所班」への応援に関すること。
	救護班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護所の設置に関すること。 ● 病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ● 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。 ● 避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
環境 産業部	環境 衛生班	環境課 環境わが 環境わが	<ul style="list-style-type: none"> ● 車加保健康との連絡調整に関すること。 ● 救急医療機関との連絡調整に関すること。 ● 負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ● 防疫に関すること。 ● 医薬品等の調達に関すること。
□災害対策本部の事務分掌（環境物資部）			
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境わが 環境わが	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境衛生対策に関すること。 ● そと害虫駆除に関すること。 ● こみ処理に関すること。 ● し尿処理に関すること。 ● 関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。 ● 災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。 ● 動物愛護・猛獣対策に関すること。 ● 食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ● 救出用資機材の調達に関すること。 ● 応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ● 輸送車両の調達に関すること。 ● 緊急通行車両に関すること。 ● 農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 ● 家畜の防疫に関すること。 ● 商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。 ● 被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。 ● 悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。
産業 物資班	農政課 農業委員会事務局 農工課 企業誘致担当	農政課 農業委員会事務局 農工課 企業誘致担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 「産業物資班」、「避難所班」への応援に関すること。 ● 食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ● 救出用資機材の調達に関すること。 ● 応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ● 輸送車両の調達に関すること。 ● 緊急通行車両に関すること。 ● 農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 ● 家畜の防疫に関すること。 ● 商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。 ● 被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。 ● 悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。 ● 「環境衛生班」、「避難所班」への応援に関すること。
□災害対策本部の事務分掌（環境産業部）			
環境 産業部	環境 衛生班	環境課 環境わが 環境わが	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境衛生対策に関すること。 ● そと害虫駆除に関すること。 ● こみ処理に関すること。 ● し尿処理に関すること。 ● 関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。 ● 災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。 ● 動物愛護・猛獣対策に関すること。 ● 「産業物資班」、「避難所班」への応援に関すること。 ● 食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ● 救出用資機材の調達に関すること。 ● 応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ● 輸送車両の調達に関すること。 ● 緊急通行車両に関すること。 ● 農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 ● 家畜の防疫に関すること。 ● 商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。 ● 被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。 ● 悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。 ● 「環境衛生班」、「避難所班」への応援に関すること。
□災害対策本部の事務分掌（緊急対策部・水道部）			
緊急 対策部	住宅 対策班	都市計画課 吉川美南駅周 辺地域整備課 工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ● 被災住宅の応急修理に関すること。 ● 被災住宅地帯危険度判定調査に関すること。 ● 災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ● 事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 事業区域の応急修理及び災害復旧工事に係る関係すること。 ● 野外避難所の設置及び管理に関すること。 ● 一時入居施設の確保に関すること。
□災害対策本部の事務分掌（緊急対策部・水道部）			
緊急 対策部	住宅 対策班	都市計画課 吉川美南駅周 辺地域整備課 工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ● 被災住宅の応急修理に関すること。 ● 被災住宅地帯危険度判定調査に関すること。 ● 災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ● 事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ● 事業区域の応急修理及び災害復旧工事に係る関係すること。 ● 野外避難所の設置及び管理に関すること。 ● 一時入居施設の確保に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

			<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ● 応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ● 被災住宅の応急修理に関すること。 ● 所有建物の応急修理に関すること。 ● 「被害調査班」、「土木施設対策班」、「避難所班」への応援に関すること。 ● 道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ● 道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ● 市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ● ポンプ稼働状況の把握及び稼働の要請に関すること。 ● ポンプ場の操作に関すること。 ● 排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ● 土のうの作成、配付、及び設置に関すること。 ● 吐口の閉鎖操作に関すること。 ● 交通対策に関すること。 ● 「給水班」への応援に関すること。
水道部	給水班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への応急給水に関すること。 ● 給水方針に関すること。 ● 応急給水情報の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。 ● 「水道施設班」への応援に関すること。 ● 水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 水道施設の災害復旧工事に関すること。 ● 災害時の水源確保に関すること。 ● 吉川市管工事協同組合への協力要請に関すること。 ● 「給水班」、「避難所班」への応援に関すること。
	土木施設対策班	道路公園課 河川下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ● 応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ● 被災住宅の応急修理に関すること。 ● 所有建物の応急修理に関すること。 ● 「被害調査班」、「土木施設対策班」、「避難所班」への応援に関すること。 ● 道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ● 道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ● 市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ● ポンプ稼働状況の把握及び稼働の要請に関すること。 ● ポンプ場の操作に関すること。 ● 排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ● 土のうの作成、配付、及び設置に関すること。 ● 吐口の閉鎖操作に関すること。 ● 交通対策に関すること。 ● 「給水班」への応援に関すること。
水道部	給水班	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への応急給水に関すること。 ● 給水方針に関すること。 ● 応急給水情報の広報に関すること（「広報情報班」と調整）。 ● 「水道施設班」への応援に関すること。 ● 水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 水道施設の災害復旧工事に関すること。 ● 災害時の水源確保に関すること。 ● 吉川市管工事協同組合への協力要請に関すること。 ● 「給水班」、「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当者	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。 ● 学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。 ● 文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 文化財の復旧に関すること。 ● 被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査班への応援）。 ● 「避難所班」への応援に関すること（教育総務課）。 ● ※生涯学習課の一部の職員は、「避難所班」として活動する。 ● 被災者への炊き出し及び配給に関すること。
	給食班	給食センター	

□災害対策本部の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当者	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。 ● 学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。 ● 文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 文化財の復旧に関すること。 ● 被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査班への応援）。 ● 「避難所班」への応援に関すること。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

学校 教育班	学校教育課 少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急給食に関すること。 ● 「避難所班」への応援に関すること。 ● 児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ● 児童、生徒及び職員の状態の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。 ● 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 ● 学校施設の避難所使用等に関すること。 ● 応急教育に関すること。 ● 「避難所班」への応援に関すること。
給食班	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 ● 応急給食に関すること。

学校 教育班	学校教育課 少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ● 児童、生徒及び職員の被災状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ● 被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。 ● 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 ● 学校施設の避難所使用等に関すること。 ● 応急教育に関すること。 ● 「避難所班」への応援に関すること。 ● 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 ● 応急給食に関すること。
給食班	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 ● 応急給食に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（消防団）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
消 防 団			<ul style="list-style-type: none"> ● 管轄区域又は隣接地区における災害防衛活動に関すること。 ● 人命の救出及び救助に関すること。 ● 避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援に関すること。 ● 被災者の避難誘導に関すること。 ● 避難路等の障害物の除去に関すること。 ● 危険物等の措置に関すること。 ● 排水活動及び給水活動の協力に関すること。 ● 河川堤防の巡視に関すること。 ● 水防工法の実施に関すること。 ● 死者及び行方不明者の捜索に関すること。 ● 被災情報の収集、及び消防本部への報告に関すること。 ● その他災害防衛に必要な活動に関すること。
吉川松伏消防本部 （吉川消防署及び南分署）			<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎（消防組合本部）の保全に関すること。 ● 本部の設置・運営に関すること。 ● 市災害対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること。 ● 市災害対策本部との被災状況の情報共有に関すること。 ● 情報の収集・伝達に関すること。 ● 警防活動方針の決定に関すること。 ● 消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関すること。 ● 消火活動の実施に関すること。 ● 救急・救助活動の実施に関すること。 ● 消防隊等の増強及び編成に関すること。 ● 車両等燃料の確保に関すること。 ● 食料・飲料水の確保に関すること。 ● 避難の指示・指示に関すること。 ● 仮設護所の設置に関すること。 ● 消防団の出動に関すること。 ● 水防工法の実施に関すること。 ● 被災者台帳の作成及び被災証明の交付に関すること。（火災） ● ヘリコプター着陸場の開設、運営支援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（消防団）

部名等	班名等	担当部署	事務分掌
消 防 団			<ul style="list-style-type: none"> ● 管轄区域又は隣接地区における災害防衛活動に関すること。 ● 人命の救出及び救助に関すること。 ● 避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援に関すること。 ● 被災者の避難誘導に関すること。 ● 避難路等の障害物の除去に関すること。 ● 危険物等の措置に関すること。 ● 排水活動及び給水活動の協力に関すること。 ● 河川堤防の巡視に関すること。 ● 水防工法の実施に関すること。 ● 死者及び行方不明者の捜索に関すること。 ● 被災情報の収集、及び消防本部への報告に関すること。 ● その他災害防衛に必要な活動に関すること。
吉川松伏消防本部 （吉川消防署及び南分署）			<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎（消防組合本部）の保全に関すること。 ● 本部の設置・運営に関すること。 ● 市災害対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること。 ● 市災害対策本部との被災状況の情報共有に関すること。 ● 情報の収集・伝達に関すること。 ● 警防活動方針の決定に関すること。 ● 消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関すること。 ● 消火活動の実施に関すること。 ● 救急・救助活動の実施に関すること。 ● 消防隊等の増強及び編成に関すること。 ● 車両等燃料の確保に関すること。 ● 食料・飲料水の確保に関すること。 ● 避難の指示・指示に関すること。 ● 仮設護所の設置に関すること。 ● 消防団の出動に関すること。 ● 水防工法の実施に関すること。 ● 被災者台帳の作成及び被災証明の交付に関すること。（火災） ● ヘリコプター着陸場の開設、運営支援に関すること。

8 災害対策本部設置及び廃止の報告
災害対策本部の設置又は廃止について、次のとおり、報告するものとする。

9 災害対策本部設置及び廃止の報告
災害対策本部の設置又は廃止について、次のとおり、報告するものとする。

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、FAX、電話、口頭等
県消防防災課	総括班	県防災情報システム、県防災行政無線FAX、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、SNS、ケーブルテレビ、広報車、報道発表等
自治会・ 自主防災組織	広報情報班	メール、FAX、電話等
防災関係機関	総括班	メール、FAX、電話等
防災会議委員	総括班	メール、FAX、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、FAX、電話等

『【資料】第2. 1. 2 「防災関係機関一覧」』参照

9 市災害対策本部会議の開催

本部員及び各班長により、市災害対策本部会議を開催し、活動方針を決定する。

<活動内容と手順>

(1) 開催

- ① 会議は、本部連絡員又は庁内放送を通じて、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。
- ② 本部員及び各班長は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 本部長は、必要と認められるときは、関係防災機関を会議に出席させるものとする。

(2) 協議事項

災害対策本部は、応急対策などの確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する。

なお、会議を開催するいとまのないときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

(3) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員や班長を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

10 職員の確保

- (1) 「総括班」の長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。
- (2) 各部・各班の長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、「総括班」の長あてに次の要領で要請を行う。
 - ① 各部・各班の長は、その所掌事務を処理するに当たり職員が不足し、自部内他部の職員を動員してもなお不足するときは、「総括班」の長に要請する。
 - ② 「総括班」の長は、前記の応援要請を受けた場合、市の職員をもって不足すると判断したときは、県又は他の市の職員、防災関係機関等の派遣を要請する。
- (3) 災害の長期化に備えた対策要員のローテーション計画作成

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、FAX、電話、口頭等
県消防防災課	総括班	県防災情報システム、県防災行政無線FAX、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、SNS、ケーブルテレビ、 NHK d放送、テレ玉d放送、FMラジオ (エフエムこしがや)、ケーブルテレビ (J-COM)、 広報車、報道発表等
自治会・ 自主防災組織	広報情報班	メール、FAX、電話等
防災関係機関	総括班	メール、FAX、電話等
防災会議委員	総括班	メール、FAX、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、FAX、電話等

『【資料】第2. 1. 2 「防災関係機関一覧」』参照

10 市災害対策本部会議の開催

本部長は、**副本部長及び本部員で構成する**市災害対策本部会議を開催し、活動方針を決定する。

<活動内容と手順>

(1) 開催

- ① 会議は、本部連絡員又は庁内放送を通じて、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。
- ② 本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 本部長は、必要と認められるときは、関係防災機関を会議に出席させるものとする。

(2) 協議事項

災害対策本部は、応急対策等、的確迅速な防災・減災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する。

なお、会議を開催するいとまのないときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

(3) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員や班長を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

11 職員の確保

- (1) 「総括班」の長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。
- (2) 各部の長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、「総括班」の長あてに次の要領で要請を行う。
 - ① 各部の長は、その所掌事務を処理するに当たり職員が不足し、自部内他部の職員を動員してもなお不足するときは、「総括班」の長に要請する。
 - ② 「総括班」の長は、前記の応援要請を受けた場合、市の職員をもって不足すると判断したときは、県又は他の市の職員、防災関係機関等の派遣を要請する。

12 災害の長期化に備えた対策要員のローテーション計画作成

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

<p>風水害・応急・24</p>	<p>1.1 来庁者への対応 災害対策本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。 また、苦情や相談に対する市の窓口は一本化し、「市民支援班」で対応する。</p> <p>1.2 報道機関への対応 「広報情報班」は、プレスルームを第2庁舎1階101会議室に設置し、取材に来る報道機関に対応する。なお、「広報情報班」からの報道機関への災害情報の提供は、提供時間を決めて行う。</p>	<p>1.3 来庁者への対応 災害対策本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。 また、苦情や相談に対する市の窓口は一本化し、「市民支援班」で対応する。</p> <p>1.4 報道機関への対応 「広報情報班」は、プレスルームを設置し、取材に来る報道機関に対応する。なお、「広報情報班」からの報道機関への災害情報の提供は、提供時間を決めて行う。</p>																																																								
<p>第5 動員配備【総括班】 風水害に対処するため、本部長等は、『第3章「第2 活動体制と配備基準【全職員】（風水害一応急-3）」に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の動員配備を行う。 なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『第3章「第2 活動体制と配備基準【全職員】1 配備体制の決定権者（風水害一応急-3）」に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参集が不可能である場合は、副部長級（出納部、水道部）にあっては補佐級をもって充てるものとする。』 別紙</p>																																																										
<p>□配備体制別動員計画表（その1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部の組織</th> <th>通常組織</th> <th>統括本部員/ 統括副本部員</th> <th>班長課</th> <th>待機体制</th> <th>警戒体制</th> <th>非常体制 第1配備</th> <th>非常体制 第2配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 市民生活部長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市整備部長 水道課長 教育長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 参与</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理課 庶務課 監査委員事務局 *道路公園課 *河川下水道課 政策室 市民参加推進課 議会事務局 市民課 市民サービスセンター</td> <td>市民生活部長/ 都市整備部長 政策室長/ 議会事務局長 総務部長</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総括部</td> <td>総括班</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報情報部</td> <td>広報情報班</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民財務部</td> <td>市民支援班</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			災害対策本部の組織	通常組織	統括本部員/ 統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制	非常体制 第1配備	非常体制 第2配備	本部長	市長					○	○	副本部長	副市長 市民生活部長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市整備部長 水道課長 教育長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 参与			※	※	○	○	本部員	危機管理課 庶務課 監査委員事務局 *道路公園課 *河川下水道課 政策室 市民参加推進課 議会事務局 市民課 市民サービスセンター	市民生活部長/ 都市整備部長 政策室長/ 議会事務局長 総務部長	□	○	○	○	○	総括部	総括班							広報情報部	広報情報班							市民財務部	市民支援班						
災害対策本部の組織	通常組織	統括本部員/ 統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制	非常体制 第1配備	非常体制 第2配備																																																			
本部長	市長					○	○																																																			
副本部長	副市長 市民生活部長 政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市整備部長 水道課長 教育長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 参与			※	※	○	○																																																			
本部員	危機管理課 庶務課 監査委員事務局 *道路公園課 *河川下水道課 政策室 市民参加推進課 議会事務局 市民課 市民サービスセンター	市民生活部長/ 都市整備部長 政策室長/ 議会事務局長 総務部長	□	○	○	○	○																																																			
総括部	総括班																																																									
広報情報部	広報情報班																																																									
市民財務部	市民支援班																																																									

吉川市地域防災計画改訂にかかる主要改訂事項対比表

出納部	被審調査税務班 財政班 出納班	課税課 収納課 財政課 会計課	会計管理者					
				□	○	◎	◎	
福祉 救護部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 児童支援課	会計管理者 子ども福祉部長 健康長寿部長					
		子育て支援課 児童館がらみ 子育て支援センター 地域福祉課 障がい福祉課 子ども発達センター 保育幼稚園課 *保育所 国民年金課 *長寿支援課 スポーツ推進課 *教育総務課 *学校教育課 *少年センター *生涯学習課 中央公民館 保育幼稚園課 保育所 子ども発達センター 子育て支援センター						
	避難所班							
	保育班							
	救護班	健康増進課						
	環境 物質部	環境衛生班		環境課 環境センター	健康長寿部長			
		産業物質班		農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	産業振興部長			
				都市計画課 吉川美南駅前辺 地盤整備課 工事検査課 河川下水道課	都市整備部長			
	水道部	給水班		水道課	水道課長			
		水道施設対策班		教育総務課 生涯学習課 学校教育課 少年センター 給食センター	教育部長			
吉川松伏消防組合本部	給食班							
	吉川市消防団		消防長					

注) ○印は、指定された職員の動員を示す。
◎印は、課員全員又はその職にある者の動員を示す。

吉川市地域防災計画改訂にかかわる主要改訂事項対比表

<p>風水害-応急-28</p>	<p>第7 市民等の活動【市民、事業所等】 1 情報収集 市民等は、テレビ、ラジオ、インターネット等とともに、防災行政無線、市ホームページ等から、避難情報等の入手に努める。 また、洪水ハザードマップで河川が氾濫したときの自宅等が浸水する深さを確認しておく。</p>	<p>注) □印は、班の統制を行う課を示す。 注) ※印は、体制について協議又は発令する者を示す。 注) △印は、必要に応じて、自主避難のための指定避難所の開設等に関する協議を実施するため、動員する者を示す。 注) 統括本部員は、対策本部組織(部・班)を統括する者を示す。 注) 統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織(部・班)を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。 注) 水害対策本部は第1配備体制、災害対策本部は第2配備体制において設置する。 注) 警戒体制における活動は非常体制(第1配備体制)の活動内容に準じて行うものとする。</p>																																																																																																
<p>風水害-応急-28</p>	<p>第8 市民等の活動【市民、事業所等】 1 情報収集 市民等は、テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象情報等入手するとともに、防災行政無線、市や江戸川河川事務所のホームページ等から、避難情報等の入手に努める。 また、洪水ハザードマップで河川が氾濫したときの自宅等が浸水する深さや浸水継続時間、早期立退きが必要な区域等を確認しておく。</p>	<p>注) □印は、班の統制を行う課を示す。 注) ※印は、体制について協議又は発令する者を示す。 注) △印は、必要に応じて、自主避難のための指定避難所の開設等に関する協議を実施するため、動員する者を示す。 注) 統括本部員は、対策本部組織(部・班)を統括する者を示す。 注) 統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織(部・班)を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。 注) 水害対策本部は第1配備体制、災害対策本部は第2配備体制において設置する。 注) 警戒体制における活動は非常体制(第1配備体制)の活動内容に準じて行うものとする。</p>																																																																																																
<p>風水害-応急-32</p>	<p>第1 収集する情報【全職員】 風水害時に収集すべき主な情報は、次のとおりとする。 □待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報</p> <table border="1" data-bbox="790 1164 1508 2027"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>収集する情報</th> <th>収集時期</th> <th>主な収集源</th> <th>主な入手手段</th> <th>担当水害対策活動班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報・警報・特別警報・気象情報</td> <td>○予測される雨量等、警戒すべき災害事項</td> <td>発表後即時</td> <td>○気象庁・熊谷地方気象台</td> <td>県防災行政無線、防災情報提供システム(気象庁)、ホームページ、テレビ</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>雨量情報</td> <td>○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量</td> <td>随時</td> <td>○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等</td> <td>県防災情報システム、ホームページ、テレビ</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>河川情報</td> <td>○河川の水位 ○河川の水位、流量等の時局変化</td> <td>随時</td> <td>○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織</td> <td>ホームページ、班員・消防団員等からの報告 フックシミュレーション、電話、ホームページ</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>洪水予報等</td> <td>○洪水予報・水防警報・水位情報周知の発表状況と内容</td> <td>発表後即時</td> <td>○各河川管理者 ○近隣市町</td> <td>フックシミュレーション、電話、ホームページ</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>近隣市町の水防体制等</td> <td>○災害対策本部設置状況 ○避難状況 ○被害状況</td> <td>随時</td> <td>○近隣市町</td> <td>班員、県防災情報システム、ホームページ</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>浸水地域等</td> <td>○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建築物等の棟数、世帯・世帯人員・浸水深等</td> <td>随時</td> <td>○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民</td> <td>班員、消防団員等からの報告</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>危険箇所等</td> <td>○河川の被災箇所(濁水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等)</td> <td>発見後即時</td> <td>○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織</td> <td>班員、消防団員等からの報告</td> <td>総括班</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班	気象注意報・警報・特別警報・気象情報	○予測される雨量等、警戒すべき災害事項	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報提供システム(気象庁)、ホームページ、テレビ	総括班	雨量情報	○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量	随時	○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等	県防災情報システム、ホームページ、テレビ	総括班	河川情報	○河川の水位 ○河川の水位、流量等の時局変化	随時	○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	ホームページ、班員・消防団員等からの報告 フックシミュレーション、電話、ホームページ	総括班	洪水予報等	○洪水予報・水防警報・水位情報周知の発表状況と内容	発表後即時	○各河川管理者 ○近隣市町	フックシミュレーション、電話、ホームページ	総括班	近隣市町の水防体制等	○災害対策本部設置状況 ○避難状況 ○被害状況	随時	○近隣市町	班員、県防災情報システム、ホームページ	総括班	浸水地域等	○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建築物等の棟数、世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班	危険箇所等	○河川の被災箇所(濁水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等)	発見後即時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	班員、消防団員等からの報告	総括班	<p>第1 収集する情報【全職員】 風水害時に収集すべき主な情報は、次のとおりとする。 □待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報</p> <table border="1" data-bbox="790 224 1508 1086"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>収集する情報</th> <th>収集時期</th> <th>主な収集源</th> <th>主な入手手段</th> <th>担当水害対策活動班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報・警報・気象注意報・気象情報</td> <td>○予測される雨量等、警戒すべき災害事項</td> <td>発表後即時</td> <td>○気象庁・熊谷地方気象台</td> <td>県防災行政無線、防災情報提供システム(気象庁)、ホームページ、テレビ、電話(ホットライオン等)</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>雨量情報</td> <td>○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量</td> <td>随時</td> <td>○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等</td> <td>県防災情報システム、ホームページ、電話(ホットライオン等)</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>河川情報</td> <td>○河川の水位 ○河川の水位、流量等の時局変化</td> <td>随時</td> <td>○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織</td> <td>ホームページ、班員・消防団員等からの報告、電話(ホットライオン等)</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>洪水予報等</td> <td>○洪水予報・水防警報・水位情報周知の発表状況と内容</td> <td>発表後即時</td> <td>○各河川管理者 ○近隣市町</td> <td>フックシミュレーション、電話、ホームページ</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>近隣市町の水防体制等</td> <td>○災害対策本部設置状況 ○避難状況 ○被害状況</td> <td>随時</td> <td>○近隣市町</td> <td>班員、県防災情報システム、ホームページ</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>浸水地域等</td> <td>○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建築物等の棟数、世帯・世帯人員・浸水深等</td> <td>随時</td> <td>○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民</td> <td>班員、消防団員等からの報告</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>危険箇所等</td> <td>○河川の被災箇所(濁水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等)</td> <td>発見後即時</td> <td>○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織</td> <td>班員、消防団員等からの報告</td> <td>総括班</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班	特別警報・警報・気象注意報・気象情報	○予測される雨量等、警戒すべき災害事項	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報提供システム(気象庁)、ホームページ、テレビ、電話(ホットライオン等)	総括班	雨量情報	○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量	随時	○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等	県防災情報システム、ホームページ、電話(ホットライオン等)	総括班	河川情報	○河川の水位 ○河川の水位、流量等の時局変化	随時	○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	ホームページ、班員・消防団員等からの報告、電話(ホットライオン等)	総括班	洪水予報等	○洪水予報・水防警報・水位情報周知の発表状況と内容	発表後即時	○各河川管理者 ○近隣市町	フックシミュレーション、電話、ホームページ	総括班	近隣市町の水防体制等	○災害対策本部設置状況 ○避難状況 ○被害状況	随時	○近隣市町	班員、県防災情報システム、ホームページ	総括班	浸水地域等	○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建築物等の棟数、世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班	危険箇所等	○河川の被災箇所(濁水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等)	発見後即時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	班員、消防団員等からの報告	総括班
情報項目	収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班																																																																																													
気象注意報・警報・特別警報・気象情報	○予測される雨量等、警戒すべき災害事項	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報提供システム(気象庁)、ホームページ、テレビ	総括班																																																																																													
雨量情報	○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量	随時	○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等	県防災情報システム、ホームページ、テレビ	総括班																																																																																													
河川情報	○河川の水位 ○河川の水位、流量等の時局変化	随時	○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	ホームページ、班員・消防団員等からの報告 フックシミュレーション、電話、ホームページ	総括班																																																																																													
洪水予報等	○洪水予報・水防警報・水位情報周知の発表状況と内容	発表後即時	○各河川管理者 ○近隣市町	フックシミュレーション、電話、ホームページ	総括班																																																																																													
近隣市町の水防体制等	○災害対策本部設置状況 ○避難状況 ○被害状況	随時	○近隣市町	班員、県防災情報システム、ホームページ	総括班																																																																																													
浸水地域等	○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建築物等の棟数、世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班																																																																																													
危険箇所等	○河川の被災箇所(濁水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等)	発見後即時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	班員、消防団員等からの報告	総括班																																																																																													
情報項目	収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班																																																																																													
特別警報・警報・気象注意報・気象情報	○予測される雨量等、警戒すべき災害事項	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報提供システム(気象庁)、ホームページ、テレビ、電話(ホットライオン等)	総括班																																																																																													
雨量情報	○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量	随時	○気象庁・熊谷地方気象台 ○県防災情報システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等	県防災情報システム、ホームページ、電話(ホットライオン等)	総括班																																																																																													
河川情報	○河川の水位 ○河川の水位、流量等の時局変化	随時	○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	ホームページ、班員・消防団員等からの報告、電話(ホットライオン等)	総括班																																																																																													
洪水予報等	○洪水予報・水防警報・水位情報周知の発表状況と内容	発表後即時	○各河川管理者 ○近隣市町	フックシミュレーション、電話、ホームページ	総括班																																																																																													
近隣市町の水防体制等	○災害対策本部設置状況 ○避難状況 ○被害状況	随時	○近隣市町	班員、県防災情報システム、ホームページ	総括班																																																																																													
浸水地域等	○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建築物等の棟数、世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班																																																																																													
危険箇所等	○河川の被災箇所(濁水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等)	発見後即時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	班員、消防団員等からの報告	総括班																																																																																													

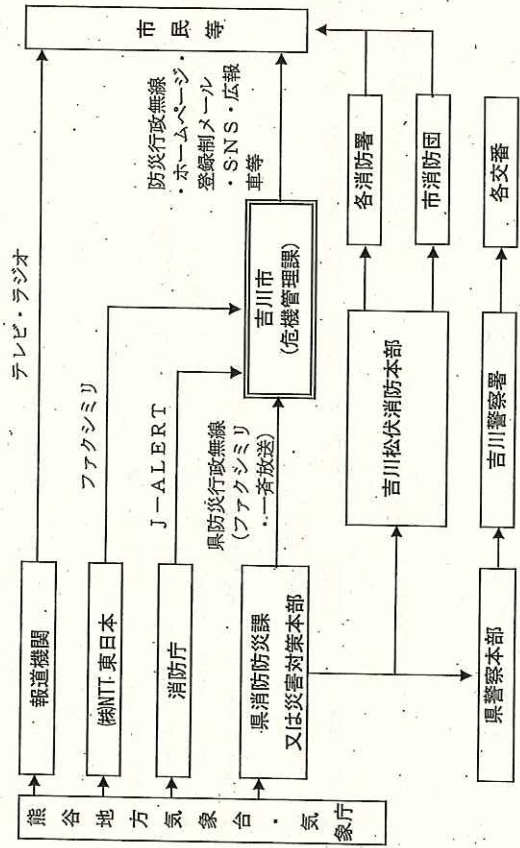
市民関係	市民の動向 児童生徒の動向	消防団・自主防災組織の活動状況 自主避難の状況	消防団 ○消防団 ○自主防災組織 ○避難所施設管理者 ○市民 ○各小・中学校	消防団、自主防災組織、施設管理者等からの報告 校長からの報告	総括班 広報情報班
市民関係	市民の動向 児童生徒の動向	○消防団・自主防災組織の活動状況 ○自主避難の状況	○消防団 ○自主防災組織 ○避難所施設管理者 ○市民 ○各小・中学校	校長からの報告	総括班 広報情報班

風水害
急37

第2 注意報・警報・特別警報等の収集伝達【総括班】

3 注意報・警報・特別警報等の伝達系統及び伝達体制
市は、関係機関から注意報・警報等の伝達を受けた場合には、必要に応じて、市民等へ伝達する。
なお、特別警報の伝達を受けた場合には、直ちに防災行政無線、登録制メール、SNS等により市民等へ周知するなどの対応をとるものとする。

口本市に關係する注意報・警報・特別警報等の伝達系統



被災関係	浸水地域等 危険箇所等	道路浸水箇所・浸水深 交通規制箇所 床上・床下浸水被害建物等の補修・世帯・世帯人等	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
被災関係	浸水地域等 危険箇所等	道路浸水箇所・浸水深 交通規制箇所 床上・床下浸水被害建物等の補修・世帯・世帯人等	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
市民関係	市民の動向 児童生徒の動向	○消防団・自主防災組織の活動状況 ○自主避難の状況	○消防団 ○自主防災組織 ○避難所施設管理者 ○市民 ○各小・中学校	校長からの報告	総括班 広報情報班
市民関係	市民の動向 児童生徒の動向	○消防団・自主防災組織の活動状況 ○自主避難の状況	○消防団 ○自主防災組織 ○避難所施設管理者 ○市民 ○各小・中学校	校長からの報告	総括班 広報情報班

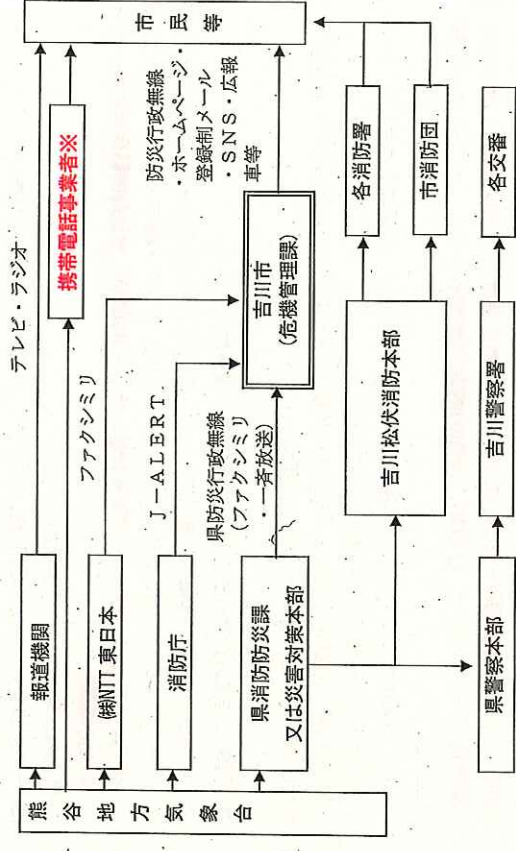
(※) ホットライン

避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者及び熊谷地方気象台等から、気象情報、雨量情報、河川情報、今後の見通し等を必要に応じ、直接電話で伝える仕組みのこと。

第2 特別警報・警報・注意報の収集伝達【総括班】

3 特別警報・警報・注意報等の伝達系統及び伝達体制
市は、関係機関から注意報・警報等の伝達を受けた場合には、必要に応じて、市民等へ伝達する。
なお、特別警報の伝達を受けた場合には、直ちに防災行政無線、登録制メール、SNS等により市民等へ周知するなどの対応をとるものとする。

口本市に關係する特別警報・警報・注意報等の伝達系統



※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風、高潮、波浪、暴風、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

吉川市地域防災計画改訂にかかるとの主要改訂事項対比表

<p>風水害・急-62</p>	<p>1.2 広報の手段【広報情報班】 本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線や広報車、登録制メール、SNS、ケーブルテレビ等によるものとする。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示する とともに、自主防災組織等による広報も行う。 広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。</p> <p>(1) 緊急に伝達の必要があるもの（避難勧告・指示等） → 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、緊急速報メール、ケーブルテレビ、現場での指示（口頭）、自治会又は自主防災組織、テレビ・ラジオ（報道機関に依頼）等 【資料】第2.16「広報文例」参照</p>	<p>1.2 広報の手段【広報情報班】 本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線や広報車、登録制メール、緊急速報メール、SNS、電話応答サービス、Lアラート（NHK d放送、テレ玉d放送）、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等によるものとする。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示する とともに、自主防災組織等による広報も行う。 広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。</p> <p>(1) 緊急に伝達の必要があるもの（避難勧告・指示等） → 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、自治会又は自主防災組織、テレビ・FMラジオ（エフエムこしがや）（報道機関に依頼）、Lアラート（NHK d放送、テレ玉d放送）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等 【資料】第2.16「広報文例」参照</p> <p>(2) 一斉に伝達するもの（気象情報、河川情報、安否情報、安否情報、医療救護所等） → 防災行政無線、広報車、登録制メール、SNS、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、市ホームページ、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話） (3) 時期又は地域を限定して行うもの → 防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、SNS、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話） (4) 被災地域外に対して行うもの → 市ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞（報道機関に依頼）等</p>																								
<p>風水害・急-80</p>	<p>第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設対策班、消防本部、消防団】 (1) 要避難地域の把握 □外水氾濫発災前の要避難地域の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>必要情報</th> <th>要避難地域の検討方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>①洪水予報 ②浸水想定区域</td> <td>利根川の氾濫水が市域に到達するのには、相当の時間(11時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>①洪水予報 ②浸水想定区域</td> <td>荒川の氾濫水が市域に到達するのには相当の時間(2日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>①洪水予報 ②浸水想定区域 ③水防警報</td> <td>江戸川の破壊・越水による氾濫水は瞬時に(2時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	必要情報	要避難地域の検討方法	利根川	①洪水予報 ②浸水想定区域	利根川の氾濫水が市域に到達するのには、相当の時間(11時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。	荒川	①洪水予報 ②浸水想定区域	荒川の氾濫水が市域に到達するのには相当の時間(2日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。	江戸川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③水防警報	江戸川の破壊・越水による氾濫水は瞬時に(2時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全	<p>第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設対策班、消防本部、消防団】 (1) 要避難地域の把握 □外水氾濫発災前の要避難地域の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>必要情報</th> <th>要避難地域の検討方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間</td> <td>利根川の氾濫水が市域に到達するのには、相当の時間(11時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間</td> <td>荒川の氾濫水が市域に到達するのには相当の時間(2日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間④家屋倒壊等氾濫想定</td> <td>江戸川の破壊・越水による氾濫水は瞬時に(2時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	必要情報	要避難地域の検討方法	利根川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	利根川の氾濫水が市域に到達するのには、相当の時間(11時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。	荒川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	荒川の氾濫水が市域に到達するのには相当の時間(2日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。	江戸川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間④家屋倒壊等氾濫想定	江戸川の破壊・越水による氾濫水は瞬時に(2時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全
河川名	必要情報	要避難地域の検討方法																								
利根川	①洪水予報 ②浸水想定区域	利根川の氾濫水が市域に到達するのには、相当の時間(11時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。																								
荒川	①洪水予報 ②浸水想定区域	荒川の氾濫水が市域に到達するのには相当の時間(2日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。																								
江戸川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③水防警報	江戸川の破壊・越水による氾濫水は瞬時に(2時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全																								
河川名	必要情報	要避難地域の検討方法																								
利根川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	利根川の氾濫水が市域に到達するのには、相当の時間(11時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。																								
荒川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	荒川の氾濫水が市域に到達するのには相当の時間(2日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。																								
江戸川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間④家屋倒壊等氾濫想定	江戸川の破壊・越水による氾濫水は瞬時に(2時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全																								

吉川市地域防災計画改訂にかかると主要改訂事項対比表

	な避難先の検討を行う。	な避難先の検討を行う。
	定区域 ⑤水防警報	な避難先の検討を行う。
中川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③水防警報 ④水位情報周知 ⑤水防警報 ⑥水位情報周知	中川の氾濫では中川沿いの地域で早期に浸水が想定される。また、中川沿いや市域北部で浸水深が1mを超える地域がある。このため、中川の水位や洪水予報等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、中川沿いの地域北部の地域を中心 に要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。 綾瀬川・元荒川の氾濫では、地域の浸水の可能性は低い。近隣市町や元荒川の洪水予報又は水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、状況に応じて、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
綾瀬川	①洪水予報 ②浸水想定区域	綾瀬川・元荒川の氾濫では、地域の浸水の可能性は低い。近隣市町や元荒川の洪水予報又は水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、状況に応じて、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
元荒川	①水位情報周知 ②浸水想定区域	元荒川の洪水予報又は水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、状況に応じて、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
新方川	①水位情報周知 ②浸水想定区域	新方川・大落古利根川の氾濫では、中川西側の須賀・榎戸地区が浸水することが予想される。このため、新方川・大落古利根川の水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、須賀・榎戸地区の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
大落古利根川	①水位情報周知 ②浸水想定区域	大落古利根川の氾濫では、中川西側の須賀・榎戸地区が浸水することが予想される。このため、新方川・大落古利根川の水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、須賀・榎戸地区の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。

第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、
土木施設対策班、消防本部、消防団】

(2) 避難の勧告又は指示

③ 本市における避難勧告・指示等の判断基準

避難判断基準

区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等
避難準備 ・高齢者等避 難開始 (避難行動 要支援者 等)に対する 避難情報 (報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならないとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.10 8.20 3.60	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○県本部長、河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ※上記の状況により、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する。
避難勧告	洪水予報河川 (氾濫危険水位) 水位周知河川 (特別警戒水位) 江戸川 中川 新方川 大落古利根川 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) (杉戸) 8.40 8.50 3.80 6.05 4.20 7.95	洪水予報河川 (氾濫危険水位) 水位周知河川 (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古利根川 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) (杉戸) 8.40 8.50 4.00 6.25 4.02 7.91
避難指示(緊急)	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○破堤、越水が発見したとき	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○破堤、越水が発見したとき

注) 上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難勧告・指示等を発令することができる。

注) 上記の判断基準は、可能な限り避難勧告・指示等の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。

注) 上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。

第4 避難所の開設等【総括班、避難所班、学校教育班】

風水害時の避難においては、浸水が発生する前の段階で市民の避難が完了していることが重要である。そのため、市は、避難勧告・指示等を行った場合、又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに避難所の開設担当者に開設の準備を指示する。

第2 避難の勧告・指示【総括班、広報情報班、避難所班、
土木施設対策班、消防本部、消防団】

(2) 避難の勧告又は指示

③ 本市における避難勧告・指示等の判断基準

避難判断基準

区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等
避難準備 ・高齢者等避 難開始 (避難行動 要支援者 等)に対する 避難情報 (報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならないとき 目安となる水位(避難判断水位) 江戸川 江戸川 中川 (西関宿) (野田) (吉川) 8.10 8.20 3.60	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ○県本部長、河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき ※上記の状況により、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する。
避難勧告	洪水予報河川 (氾濫危険水位) 水位周知河川 (特別警戒水位) 江戸川 中川 新方川 大落古利根川 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) (杉戸) 8.40 8.50 3.80 6.05 4.20 7.95	洪水予報河川 (氾濫危険水位) 水位周知河川 (洪水特別警戒水位) 江戸川 江戸川 中川 新方川 大落古利根川 (西関宿) (野田) (吉川) (牛島) (増林) (杉戸) 8.40 8.50 4.00 6.25 4.02 7.91
避難指示(緊急)	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○破堤、越水が発見したとき	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○破堤、越水が発見したとき

注) 上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難勧告・指示等を発令することができる。

注) 上記の判断基準は、可能な限り避難勧告・指示等の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。

注) 上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。

第4 避難所の開設等【総括班、避難所班、学校教育班】

風水害時の避難においては、浸水が発生する前の段階で市民の避難が完了していることが重要である。そのため、市は、避難勧告・指示等を行った場合、又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに避難所の開設担当者に開設の準備を指示する。なお、自主避難のための指定避難所の開設の協賛については、必要な本部員が参集、協議を行うものとし、協議の結果については、市長の承認のもと、自主避難のための指定避難所の開設を発令する。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード	火山活動の状況	住民等の行動
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5「避難」	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3「入山規制」	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1「活火山であることに留意」	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意、入山規制)。状況に応じて要配慮者の避難準備等。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード	火山活動の状況	住民等の行動
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5「避難」	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3「入山規制」	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1「平常」	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	通常の生活。

1.3 噴火に関する警報等

1 噴火警報(火口周辺)・噴火警報(居住地域)・噴火警報(周辺海域)
 気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響が必要な範囲に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報
 気象庁が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認められる場合に発表する。

3 噴火警戒レベル
 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や居住地域の住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。
 (注) 居住地域とは、噴火に伴い警戒、避難等が必要な火口周辺の居住地域のことで、本市域は、含まれていない。

3 降灰予報
 降灰予報は、国内火山において、噴煙の高さが3,000m以上、又は噴火警戒レベルが3相当以上の

4 噴火速報
 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く

噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間先までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

4 火山ガス予報
居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。(現在は、三宅島のみを対象に実施)

5 火山の状況に関する解説情報
火山の状況に関する解説情報は、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報で、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説するものである。

6 噴火に関する火山観測報
噴火に関する火山観測報は、噴火が発生したことを知らせるものである。

く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

5 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項をとりまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

6 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報 (定時)

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。

- ・ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報 (速報)

- ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

- ※1 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

- 降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報 (詳細)

- ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予報計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

- ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

- ※2 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

- 降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

- 降灰予報 (速報) を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

□降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満

吉川市地域防災計画改訂にかかるとの主要改訂事項対比表

少量

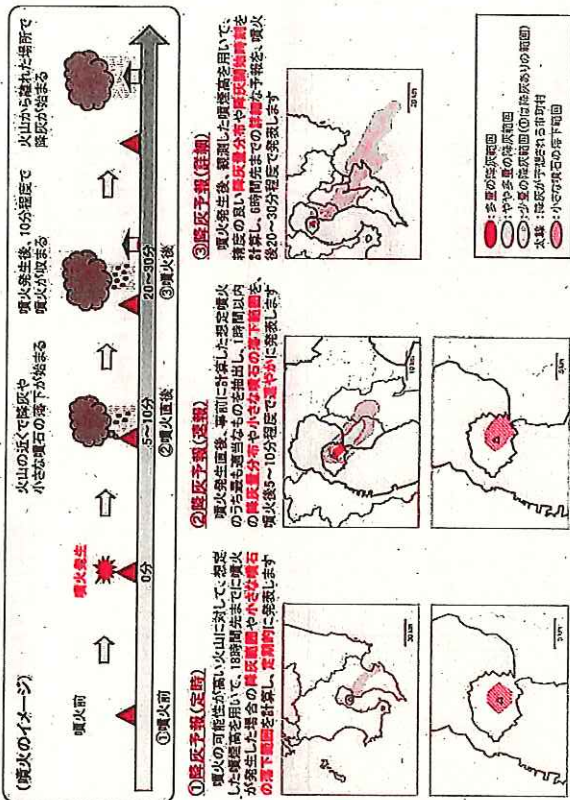
0.1mm 未満

□降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		イメージ		影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ	キーワード	路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】		完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺炎腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がしいへの火山灰付着による停電発生や上下道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】		白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる おそれがある（およそ 0.1 ～ 0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満		うっすら積もる	降っているのがよくわかる	傘を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 ※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

□降灰予報の発表イメージ



①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、航空観測データを用いて、18時間以内の噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定時に発表します。

②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に設定した航空観測データの最も速いものを基に、1時間以内の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で発表します。

③降灰予報(特別)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、18時間以内の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、噴火後20~30分程度で発表します。

※降灰予報は、噴煙の高さと気象予測データを用いて、降灰の範囲と降灰量を予測しています。そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがあります。

7 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁が発表する。

8 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁(及び〇〇管区気象台)が発表する。

①火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて随時に発表する。

②週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

③月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

④噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

平成30年度 吉川市地域防災計画改訂スケジュール

年 月	項 目	内 容
30年 8月	第1回 防災会議	日時：平成30年8月21日（火） 13:30～ 場所：吉川市役所3階 303、304会議室 議事：吉川市地域防災計画改訂方針（案）について 吉川市地域防災計画改訂スケジュール（案）について
30年 10月	第1回作業部会 （WG）	日時：平成30年10月12日（金） 9:30～ 場所：おあしす 2階 セミナールーム3 委員：各課所属長又は係長級以上の職員 議事：吉川市水害対策本部組織体制について 吉川市災害対策本部組織体制について
30年 10月	第1回意見照会	期間：平成30年10月18日（木）～11月2日（金） 対象：関係機関（当会議委員の所属機関含む）、庁内各課 内容：現行計画における内容確認（本文、各種データ）
30年 11月	第2回作業部会 （WG）	日時：平成30年11月26日（月） 10:00～ 場所：吉川市役所3階 304、305会議室 委員：各課所属長又は係長級以上の職員（第1回と同様） 議事：吉川市地域防災計画の主な修正点（意見照会）について 吉川市災害対策本部組織体制について
31年 1月	第2回意見照会	期間：平成31年1月4日（金）～1月18日（金） 対象：庁内各課 内容：改訂案における内容確認（本文、各種データ）
31年 1月 （本日）	第2回 防災会議	日時：平成31年1月28日（水） 10:00～ 場所：吉川市役所3階 301、302会議室 議事：吉川市地域防災計画（改訂案）について
31年 1月～ 2月	埼玉県との調整 （事前協議）	期間：平成31年1月下旬～2月下旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂案）について、県へ事前協議 を行う。
31年 2月～ 3月	パブリック・ コメント （意見公募）	期間：平成31年2月上旬～3月上旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂案）について、市民へ意見等 を伺う。 周知方法：広報よしかわ、市ホームページ等 意見提出方法：直接、郵送、ファクシミリ、電子メール、公共 施設に設置する意見提出箱
3月	第3回 防災会議	日時：平成31年3月27日（水） 14:00～ 場所：吉川市役所2階 202会議室
4月～ 5月	埼玉県への報告 ・市民等への公表 ・計画書の送付	期間：平成31年4月下旬～5月中旬頃 内容：改訂した「吉川市地域防災計画」を埼玉県知事に報告 HPへの公表、関係機関等へ計画書の送付を実施

平成30年度 第2回吉川市防災会議 席次表

日時:平成31年1月28日(月)

午前10時00分から

場所:吉川市役所 3階
301、302会議室

